

平成26年度 統計法施行状況報告

平成27年6月25日

総務省

政策統括官
(統計基準担当)

はじめに

「平成26年度 統計法施行状況報告」は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、平成26年度中の法の施行状況に關し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

平成26年度においては、法第4条の規定に基づき、第Ⅱ期目となる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下本項において「基本計画」という。）が第Ⅰ期のものを変更して定められており、本報告書は、その推進状況について、初めて取りまとめているほか、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の条文ごとの施行状況を概括することができる内容となっている。

なお、構成については、「本編」、「別編」及び「資料編」の3編構成とし、各編の内容は以下のとおりである。

本 編： 基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括したもの。

別 編： 基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの。

資料編： 「本編」に加え、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載したものです。

目 次

【本編】	5
I 基本計画	6
1 基本計画	6
(1) 基本計画に関する法施行状況報告	6
(2) 第Ⅱ期基本計画の概要	6
2 取組状況	7
(1) 全体の状況	7
(2) 平成26年度の主な取組実績	7
II 公的統計の作成	9
1 基幹統計	9
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	9
(2) 法定の基幹統計の状況	10
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	11
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	12
(5) 基幹統計調査の実施状況	12
(6) 基幹統計の公表の状況	13
2 一般統計調査	14
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況	14
(2) 一般統計調査の実施状況	15
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	16
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	17
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況	17
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況	17
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	17
5 事業所母集団データベース	18
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	18
(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況	18
6 統計基準の設定	19
7 法に基づく協力要請	20
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況	20
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	20
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況	20
(4) 総務大臣が行う協力の要請状況	20

III 調査票情報等の利用及び提供	21
1 調査票情報の二次利用	21
2 調査票情報の提供	21
3 委託による統計の作成等の実施	23
4 匿名データの作成、提供	23
5 調査票情報等の適正管理のための措置	24
IV 統計委員会	26
V その他	28
1 統計情報の提供（e-Statの取組等）	28
2 罰則等	29
3 指定委託法人の検討（法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討）	29
【別編】	31
[基本計画 事項別推進状況]	
「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」関係	32
「第2 公的統計の整備に関する事項」関係	32
「第3 公的統計の整備に必要な事項」関係	50
「第4 基本計画の推進」関係	66

【資料編】	69
[統計法関連]	
資料1　統計法の概要	71
[基本計画関連]	
資料2　「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	73
資料3　「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	76
資料4　オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は進捗状況	77
資料5　統計職員等の人材の育成・確保の状況	81
資料6　統計関連業務における民間委託の状況	83
[公的統計の作成関連]	
資料7　基幹統計調査の承認一覧	85
資料8　統計委員会における諮問・答申実績	86
資料9　基幹統計調査の年度別承認件数	87
資料10　基幹統計の公表までの期間	88
資料11　一般統計調査の承認一覧	89
資料12　一般統計調査の年度別承認件数	91
資料13　一般統計調査の結果の公表までの期間	92
資料14　都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	95
資料15　指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	95
[調査票情報等の利用及び提供関連]	
資料16　法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）	96
資料17　法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	98
資料18　「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例	100
資料19　オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査	104
資料20　オーダーメード集計及び匿名データの提供（実績）	105
[統計委員会関連]	
資料21　統計委員会委員名簿	107
資料22　統計委員会臨時委員名簿	108
資料23　統計委員会専門委員名簿	109
資料24　統計委員会開催状況（第75回～第85回）	110
資料25　統計委員会が軽微な事項と認めるもの	112
[その他関連]	
資料26　国連アジア太平洋統計研修所　1970年からの研修事業参加者数	113
資料27　政府統計の総合窓口（e-Stat）について	115
資料28　政府統計共同利用システムについて	116
資料29　指定委託法人の検討（統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討）について（各府省等に対する意見照会結果と対応）	117

【本 編】

I 基本計画

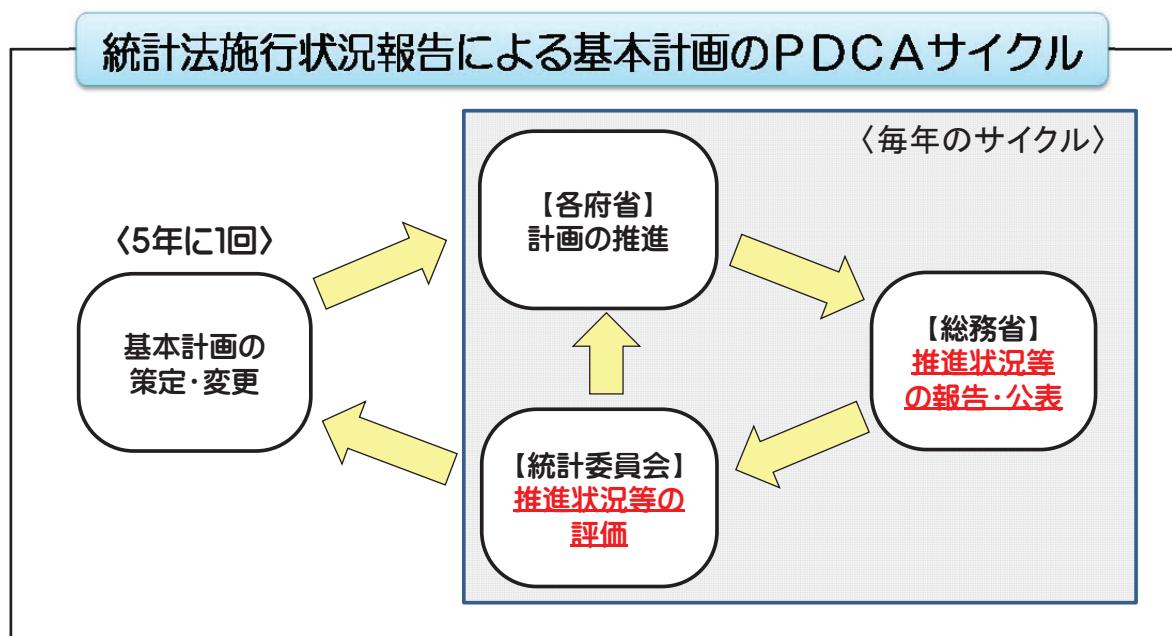
1 基本計画

(1) 基本計画に関する法施行状況報告

法第4条第1項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

この基本計画については、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。このため、総務大臣は、毎年度、法施行状況報告を取りまとめ公表するとともに、統計委員会へ報告することとされている。

第Ⅰ期基本計画（計画期間：平成21年度から平成25年度まで）は、平成21年3月に閣議決定されたが、その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、第Ⅰ期基本計画を変更した計画として、第Ⅱ期基本計画（計画期間：平成26年度から平成30年度まで）が、平成26年3月に閣議決定された。



(2) 第Ⅱ期基本計画の概要

第Ⅱ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅱ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、平成26年度からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算の整備などの「公的統計の整備に関する事項」とオンライン調査の推進などの「公的統計の

整備に必要な事項」が計107事項掲載されている。

別表記載の107事項を、取組の着手期限で分別すると、平成26年度を着手期限とする事項が57事項、27年度を着手期限とする事項が21事項、28年度以降を着手期限とする事項（期限未定を含む。）が29事項となっており、26年度を着手期限とする57事項のうち、国勢調査の調査方法の見直しなど6事項は、26年度末までの取組完了が求められている。

2 取組状況

（1）全体の状況

基本計画の別表に掲げられた107事項について、各府省から報告された平成26年度の取組状況をみると、各府省は、26年度末までに94事項（87.9%）について、基本計画が求めている措置を講ずるための取組に着手している。

また、これら107事項の着手期限別の取組状況は、表1のとおりであり、平成26年度を着手期限とする事項は全て着手済みであるほか、27年度を着手期限とする事項についても、8割以上が着手済みとなっているなど、順次取組が進んでいる状況である。

なお、107事項のうち、平成26年度末までに取組を終えなければならない6事項については、5事項が実施済み、1事項が継続実施となっている。

表1 着手期限別取組状況（平成26年度末時点）

	該当 事項数(A)	着手済 事項数(B)	着手率 (B/A)
平成26年度を着手期限とする事項	57	57	100.0%
平成27年度を着手期限とする事項	21	17	81.0%
平成28年度以降を着手期限とする事項等	29	20	69.0%
合 計	107	94	87.9%

注) 「平成26年度を着手期限とする事項」とは、基本計画別表に記載された実施時期が、「平成26年度末までに実施」や「平成26年度から実施」などとされている事項のほか、「平成27年調査の企画時期までに結論を得る」などとされている事項を指す。

「平成27年度を着手期限とする事項」及び「平成28年度以降を着手期限とする事項等」も同様の整理であるが、後者については、期限が明確に定められていない事項を含む。

（2）平成26年度の主な取組実績

基本計画別表記載事項に関する各府省の個別の取組実績のうち、主なものは、表2のとおりである。

なお、平成26年度における全事項の取組実績については、別編「基本計画 事項別推進状況」を参照のこと。

表2 平成26年度における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
<p>【産業関連統計の体系的整備】</p> <p>◇ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、早期に結論を得る。</p>	<p>⇒ 消費税込・税抜のデータが混在して集計されている主要構造統計調査については、税抜データを補正集計し、公表する方向でガイドライン案に関するおおむねの合意を得た。</p>
<p>【交通に関する統計の整備】</p> <p>◇ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。</p> <p>◇ 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。</p>	<p>⇒ 自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査について、輸送貨物品目分類の見直しを行った。</p> <p>⇒ 内航船舶輸送統計調査について、新たに月間総燃料消費量についても目標精度を設定した標本設計により、調査を実施することとした。 ＜国土交通省＞</p>
<p>【人口・社会、労働関連統計の整備】</p> <p>◇ 医療、福祉及び介護に関する統計について、統計体系の全体像を整理し、公表する。</p> <p>◇ 国勢調査について、オンライン調査の全国拡大、報告者の特性に配慮した記入支援等の見直しを進めるほか、調査結果の公表早期化に努める。</p> <p>◇ 社会教育調査について、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。</p> <p>◇ 労働者の区分等について、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。</p>	<p>⇒ 「厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）」を厚生労働省ホームページに掲載した。 ＜厚生労働省＞</p> <p>⇒ オンライン調査の全国展開や「オンライン調査先行方式」の導入、任意封入方式の採用、結果の早期提供などの見直し案を盛り込んだ実施計画案を統計委員会に諮問し、答申を得た。 ＜総務省＞</p> <p>⇒ 各社会教育施設の「運営状況に関する評価の実施状況」に関する項目等を追加した実施計画案を統計委員会に諮問し、答申を得た。 ＜文部科学省＞</p> <p>⇒ 常用労働者と臨時労働者の区分の変更、及び常用労働者の内訳区分の改善の内容について、おおむねの合意を得た。</p>
<p>【オンライン調査の推進】</p> <p>◇ オンライン調査の導入状況や課題等に関する情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。</p>	<p>⇒ 「オンライン調査推進会議」及び「オンライン調査の推進に関するワーキンググループ」を設置し、「オンライン調査の推進に関する行動指針」の策定に向けて議論を行った。</p>

注) 「主な取組実績」欄に府省名の記載がないものは、府省横断的事項である。

II 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等においてその作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成26年度末現在において、基幹統計の総数は、55統計となっている（表3参照）。

表3 基幹統計一覧（平成26年度末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業構造統計 木材統計 農業経営統計
総務省<11統計>	経済産業省<10統計>
国勢統計 住宅・土地統計 労働力統計 小売物価統計 家計統計 個人企業経済統計 科学技術研究統計 地方公務員給与実態統計 就業構造基本統計 全国消費実態統計 社会生活基本統計	工業統計 経済産業省生産動態統計 商業統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計 鉱工業指数
財務省<2統計>	国土交通省<9統計>
法人企業統計 民間給与実態統計	港湾統計 造船造機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地・建物基本統計
文部科学省<4統計>	総務省及び経済産業省<1統計>
学校基本統計 学校保健統計 学校教員統計 社会教育統計	経済構造統計 内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省<1統計>
厚生労働省<9統計>	産業連関表
人口動態統計 毎月勤労統計 薬事工業生産動態統計 医療施設統計 患者統計 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計 生命表 社会保障費用統計	<合計 55統計（平成25年度末 55統計）>

法第7条においては、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければ

ならないと規定されている。

平成26年度の統計委員会における諮問・答申の実績は、資料8（P86参照）のとおりである。

平成26年度に、法第7条第2項の規定に基づき基幹統計の指定を行ったものはない。

また、平成26年度に、法第7条第3項の規定に基づく指定の変更を行った基幹統計は、商業動態統計、学校基本統計、薬事工業生産動態統計及び社会教育統計であり、指定の解除を行ったものはない（表4参照）。

表4 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成26年度）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
商業動態統計	変更（平成26年9月30日）	名称を「商業動態統計調査」から「商業動態統計」に変更
学校基本統計	変更（平成26年11月19日）	名称を「学校基本調査」から「学校基本統計」に変更
薬事工業生産動態統計	変更（平成26年11月19日）	作成目的を「医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。」に変更
社会教育統計	変更（平成27年3月25日）	名称を「社会教育調査」から「社会教育統計」に変更

注) () 内の日付は、法第7条第2項の規定に基づく公示を行った日である。

（2）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成26年度は、27年に実施される国勢調査について、基幹統計調査の変更を求める承認申請があり、当該申請について26年6月16日に統計委員会に諮問を行い、同年10月20日に答申がなされ、本件についての承認を行った。

その後、総務省において調査の実施に向けた準備が進められている。

② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬと規定され、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないと規定されている。

平成26年度に、内閣府は、平成26年度国民経済計算確報を作成・公表するとともに、四半期1次速報及び2次速報をそれぞれ4回、作成・公表した。

国民経済計算の作成基準については、新たな国際連合における基準(2008 SNA)等国際動向への対応のための所要の変更について、平成26年9月10日に統計委員会に諮問され、27年3月23日に答申がなされた。

(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第5項では、国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めるることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第6項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第9条又は第11条では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないこととされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの(資料25(P112)参照)を除き、同委員会の意見を聴かなければならぬと規定されている。

平成26年度末現在、基幹統計の総数55のうち、統計調査以外の方法により作成する統計(加工統計)は5統計(国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数)であり、残りの50統計は統計調査により作成する統計(調査統計)である。調査統計のうち、経済構造統計を作成するための統計調査は、「経済センサス-基礎調査」及び「経済センサス-活動調査」の2調査があるため、基幹統計調査の総数は51となる。

平成26年度に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は22件であり、承認に当たり同年度に統計委員会に諮問を行ったものは11件、同年度に総務大臣が承認を行ったものは24件となっている(表5参照)。

表5 基幹統計調査に係る申請件数等 (平成26年度)

府省名	総務大臣への 申請件数	うち統計委員会へ の諮問件数	総務大臣の承認件数
		うち統計委員会へ の諮問件数	
総務省	2	1	2
財務省	0	0	0
文部科学省	3	2	3
厚生労働省	3	0	5<2>
農林水産省	3	0	3
経済産業省	5	2	6<1>
国土交通省	5	3	5
総務省・経済産業省	1(1)	1(1)	0
合計	22(1)	9(1)	24<3>
(参考) 平成25年度の実績	12 《3》	10 《3》	11 《2》

注1) 「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の()の数値は、平成26年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、26年度末までに承認に至っていないもの（「経済センサス - 活動調査」）の件数である。

注2) 「総務大臣の承認件数」の<>の数値は、平成25年度に承認申請が行われ、26年度に承認が行われたもの（「医療施設調査」、「患者調査」及び「商業動態統計調査」）に係る承認の件数である。

注3) (参考) 平成25年度の実績における「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の《 》の数値は、25年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、25年度末までに承認に至らなかった「医療施設調査」、「患者調査」及び「商業動態統計調査」が該当し、「総務大臣の承認件数」の《 》の数値は、平成25年度末までに承認に至らなかった「経済センサス - 基礎調査」及び「商業統計調査」が該当する。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

平成26年度末現在、統計調査以外の方法により作成する基幹統計は、国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数の5統計である。

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができるものと規定されている。

平成26年度に総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、鉱工業指数の2件となっている。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成26年度に実施された基幹統計調査は、41件となっている。

このうち、おおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で行

われる調査（経常調査）は36件、それ以外の周期（2年に1回など）で行われる調査（周期調査）は5件となっている。

また、法第14条において、国の行政機関の長は、基幹統計調査の実施のため必要がある場合には、統計調査員を置くことができると規定され、法第15条で、国の行政機関の長は、立入検査等ができることと規定されている。また、法第16条で、基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととするとできると規定されている。

平成26年度に実施された41件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは19件、立入検査等に係る手続を規定しているものは13件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは22件となっている（表6参照）。

表6 基幹統計調査の実施件数等（平成26年度）

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち 法第14条 に定める統計 調査員により 実施している 調査	うち 法第15 条の規定に に基づき、 立入検査等に 係る手続を 規定してい る調査	うち法第16条の 規定に基づき、 地方公共団体が 事務の一部を行 うこととしてい る調査	
総務省	7	2	5	6	0	6
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	2	0	2	0	1	2
厚生労働省	7	1	6	4	3	6
農林水産省	6	1	5	4	6	1
経済産業省	9	1	8	4	0	4
国土交通省	8	0	8	1	2	3
合計	41	5	36	19	13	22
(参考) 平成25年度の実績	41	6*	36*	18	13	23

* 国民生活基礎調査においては、周期調査と経常調査の両方を行っているため、「うち周期調査」と「うち経常調査」のそれぞれに1件として計上している。このため、周期調査と経常調査の件数を合計しても、「基幹統計調査の実施件数」とは一致しない。

（6）基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成26年度に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、45件となっている（表7参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された36件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均67日である（資料10（P88）参照）。

表7 公表を行った基幹統計の件数（平成26年度）

府省等名	公表を行った基幹統計の件数			
	うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数		
		うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計	
内閣府	1	1	0	0
総務省	6	0	1	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	3	0	1	2
厚生労働省	8	2	0	6
農林水産省	6	0	1	5
経済産業省	9	1	0	8
国土交通省	9	0	1	8
内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省	1	1	0	0
合計	45	5	4	36
(参考) 平成25年度の実績	40	4	1	35

注1) 平成26年度に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

注2) 統計調査以外の方法により作成された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、産業連関表（内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従前から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ総務大臣にその旨を通知しなければならないと規定されている。

平成26年度に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、62件である（表8参照）。

表8 一般統計調査に係る承認件数 (平成26年度)

府省等名	承認した一般統計調査の件数		
	うち新規の申請	うち変更等の申請	
内閣府	4	1	3
総務省	8(1)	2(1)	6
財務省	0	0	0
文部科学省	1	1	0
厚生労働省	24	2	22
農林水産省	5	1	4
経済産業省	9(1)	1(1)	8
国土交通省	8	0	8
環境省	1	1	0
人事院	3	0	3
合計	62(1)	8(1)	54
(参考) * 平成25年度の実績	72	19	53

注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 平成26年度においては、複数回承認されている場合それぞれ1件と計上している。

注3) 「*」については、産業連関構造調査については総務省において1件と計上している（以下の表も同じ）。また、複数回承認されている場合1件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成26年度に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、187件となっている（表9参照）。

表9 一般統計調査の実施状況 (平成26年度)

府省等名	一般統計調査の実施件数		
	うち周期調査	うち経常調査	
内閣府	11(1)	1	10(1)
総務省	10(2)	4(1)	6(1)
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	12(1)	1	11(1)
厚生労働省	55(1)	17	38(1)
農林水産省	29(1)	3	26(1)
経済産業省	31(4)	3(2)	28(2)
国土交通省	26(1)	6(1)	20
環境省	5	1	4
人事院	4	1	3
合計	187(6)	37(2)	150(4)
(参考) * 平成25年度の実績	191(8)	42	149(8)

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施件数を単純合計しても、合計には一致しない。

なお、平成26年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、253件（このうち、平成26年度に新規調査として行われたものが8件）となっている。

（3）一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成26年度に、同項の規定に基づき国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、176件となっている（表10参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された144件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均135日である（資料13（P92）参照）。

表10 一般統計調査の結果の公表件数（平成26年度）

府省等名	一般統計調査の結果の公表件数		
	うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計	
内閣府	11(1)	1	10(1)
総務省	7(1)	2	5(1)
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	12(1)	1	11(1)
厚生労働省	46(1)	11	35(1)
農林水産省	30(1)	3	27(1)
経済産業省	30(2)	3	27(2)
国土交通省	29	9	20
環境省	4	1	3
人事院	3	1	2
合計	176(4)	32	144(4)
(参考) 平成25年度の実績	167(4)	25	142(4)

注1) 平成26年度に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。

注2) ()内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第24条第1項においては、政令で定める地方公共団体（平成27年3月31日現在で、47都道府県及び20指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されており、これを変更しようとするときも同様とされている。

平成26年度に、政令で定める地方公共団体の長が、統計調査の新規実施の届出を行った件数は134件、統計調査の変更の届出を行った件数は119件となっている（表11参照）。

表11 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数（平成26年度）

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	96	95
指定都市	38	24
合計	134	119
（参考） 平成25年度の実績	150	116

注）連名で届出がなされたものについては、それぞれの都道府県・指定都市に計上している。

(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成26年度に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は511件となっている（表12参照）。

表12 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数（平成26年度）

	都道府県	指定都市	合計
実施した統計調査の件数	451	60	511
（参考） 平成25年度の実績	448	98	546

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。）が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されており、これを変更しようとするときも同様とされている。平成26年度末現在、同条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）は日本銀行のみである。

平成26年度に行われた統計調査の新規実施の届出の件数は0件、変更の届出の件数は1件となっている。

また、届出独立行政法人等が、平成26年度に実施した統計調査の件数は3件となっている。

5 事業所母集団データベース

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第2項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は139件となっている（表13参照）。

表13 事業所母集団データベースの情報の利用状況 （平成26年度）

提供先 府省等名	提供を受けた件数	うち調査対象の 抽出目的	うち統計の作成 目的	うち調査対象の抽出 及び統計の作成目的
内閣府	3	3	0	0
総務省	9	4	3	2
財務省	0	—	—	—
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	12	12	0	0
農林水産省	5	5	0	0
経済産業省	5	3	1	1
国土交通省	2	1	1	0
環境省	2	2	0	0
人事院	2	1	1	0
都道府県	69	65	3	1
指定都市	29	24	4	1
届出独立行政法人等	0	—	—	—
合計	139	121	13	5
(参考) 平成25年度の実績	75	70	3	2

(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）している。

平成26年度に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は重複是正の対象となる87件のうち83件（実施率95.4%）、調査履歴登録を行った統計調査は調査履歴登録の対象となる166件のうち159件（実施率95.8%）となっている（表14参照）。

表14 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成26年度）

府省等名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率（%）	対象調査数	実施調査数	実施率（%）
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	6(1)	6(1)	100.0
総務省	6(1)	6(1)	100.0	10(2)	10(2)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	3(1)	100.0
文部科学省	2	2	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	21	20	95.2	35(1)	35(1)	100.0
農林水産省	25(1)	24(1)	96.0	32(1)	32(1)	100.0
経済産業省	11(2)	10(2)	90.9	41(4)	41(4)	100.0
国土交通省	12	11	91.7	24(1)	17(1)	70.8
環境省	1	1	100.0	2	2	100.0
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
合計	87(3)	83(3)	95.4	166(6)	159(6)	95.8
(参考) 平成25年度の実績	90(3)	81(3)	90.0	166(7)	151(7)	91.0

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省等の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様）。

平成26年度に、統計基準の変更を行ったものは、「疾病、傷害及び死因の統計分類」の1件であり、統計委員会への諮問などの必要な手続を経て、平成27年2月13日に公示された（28年1月1日施行）（表15参照）。

表15 統計基準の設定状況（平成26年度末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年 3月25日	平成23年 5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年 10月30日	平成26年 4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成27年 2月13日	〔平成28年 1月1日〕

7 法に基づく協力要請

(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国との他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は3件となっている（平成25年度の実績は3件）。

(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、国との他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関が、国との他の行政機関に対し協力要請を行った件数は25件となっており、全ての協力要請が応諾されている（平成25年度の実績はなかった。）。

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第30条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関が、地方公共団体の長その他の関係者に対して協力要請を行った件数は12件となっており、全ての協力要請が応諾されている（平成25年度の要請・応諾の実績は13件）。

(4) 総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する国の行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力をを行うよう求めることができると規定されている。

平成26年度に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力をを行うよう求めた実績はなかった（平成25年度も実績はなかった。）。

III 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は628件となっている（表16、資料16（P96）、資料18（P100）参照）。

表16 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成26年度）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	統計を作成するための調査に係 る名簿を作成する場合
内閣官房	0	－	－
内閣府	3	3	0
総務省	58	55	3
法務省	0	－	－
外務省	0	－	－
財務省	6	5	1
文部科学省	113	98	15
厚生労働省	188	184	4
農林水産省	99	93	6
経済産業省	112	104	8
国土交通省	46	43	3
環境省	3	3	0
防衛省	0	－	－
人事院	0	－	－
日本銀行	0	－	－
合計	628	588	40
(参考) 平成25年度の実績	643	593	50

注) 平成26年度に利用を開始したものの数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第2号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができると規定されている。

後者の場合について、総務省令においては、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が規定されている。

平成26年度に、国の行政機関及び届出行政機関等が、法第33条第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,437件となっている。また、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は281件となっている（表17、資料17（P98）、資料18（P100）参照）。

表17 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（平成26年度）

統計調査 所管府省等名	法第33条第1号該当件数 (公的機関への提供)		法第33条第2号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕				
	統計の作成 等を行う場 合	統計を作成 するための 調査に係る 名簿を作成 する場合	公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等を行 う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者への 提供	国 の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用である と認める等 の統計の作 成等を行 う者への提 供		
内閣官房	0	-	-	0	-	-	-
内閣府	1	1	0	3	0	3	0
総務省	399	271	128	51	0	51	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	13	12	1	5	0	5	0
文部科学省	218	218	0	3	0	3	0
厚生労働省	1,286	1,281	5	152	10	138	4
農林水産省	40	34	6	3	0	3	0
経済産業省	335	317	18	52	0	52	0
国土交通省	140	140	0	12	1	8	3
環境省	5	5	0	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,437	2,279	158	281	11	263	7
(参考) 平成25年度の実績	2,504	2,354	150	244	10	227	7

注) 平成26年度に利用を開始したものの数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条においては、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）第10条に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をを利用して、統計の作成等（以下「オーダーメード集計」という。）を行い、これを提供することができると規定されている。

平成26年度末現在、国の行政機関及び届出行政機関等がオーダーメード集計の対象としている統計調査は26調査（239年次分）となっている（資料19

(1) (P104) 参照）。これらのうち、13調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託してオーダーメード集計の提供を実施している。

平成26年度のオーダーメード集計の提供件数は29件となっている（表18、資料20 (1) (P105) 参照）。

表18 オーダーメード集計の結果の提供件数（平成26年度）

統計調査 所管府省等名	オーダーメード集計 の結果の提供件数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合	(参考) 統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
内閣府	0	-	-	0
総務省	22	22	0	22
財務省	0	-	-	0
文部科学省	0	-	-	0
厚生労働省	4	4	0	4
農林水産省	0	-	-	0
経済産業省	0	-	-	0
国土交通省	2	2	0	2
日本銀行	1	1	0	1
合計	29	29	0	29
(参考) 平成25年度の実績	13	12	1	13

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

4 匿名データの作成、提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができると規定されており、同条第2項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成26年度においては、総務大臣から社会生活基本調査に係る匿名データの作成について、厚生労働大臣から国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について統計委員会に諮問が行われた。

注) 社会生活基本調査については、調査票Aに係る匿名データの提供が既に開始されていたが、調査票Bに係る匿名データについて改めて諮問が行われたものである。

また、国民生活基礎調査に係る匿名データについては、平成13年、16年及び19年調査の匿名データの提供が既に開始されていたが、10年及び22年調査の匿名データについて、匿名化手法に変更があったことから改めて諮問が行われたものである。

また、法第36条においては、統計法施行規則第10条及び第16条において準用する同令第11条から第14条までの規定に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができると規定されている。

平成26年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査（41年次分）となっている（資料19（2）（P104）参照）。これらのうち、6調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託して匿名データの提供を実施している。

平成26年度の匿名データの提供件数は37件となっている（表19、資料20（2）（P106）参照）。

表19 匿名データの提供件数（平成26年度）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教 育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会にお ける我が國の 利益の増進等 に資すると認 められる場合	(参考) 統計調査ごと に計上した場合の 提供件数
総務省	33	32	1	0	41
厚生労働省	4	4	0	0	4
合計	37	36	1	0	45
(参考) 平成25年度の実績	41	37	4	0	47

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等におい

ては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理台帳の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

平成26年度には、統計調査員や配達業者等が過失により調査票や調査対象名簿を紛失・誤配布するなどの管理上問題があると見られる事案が確認されたため、関係機関においては、管理の徹底についての指導等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

IV 統計委員会

法第5章の規定、統計委員会令（平成19年政令第300号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成26年度末時点で7部会が置かれている。

平成26年度においては、統計委員会は11回開催され、部会は合計で46回開催されている（表20参照）。

統計委員会に平成26年度に諮問され、同年度に答申した案件は12件あった。

また、26年度当初時点で、25年度から審議継続となっていた諮問案件が1件（商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について）あり、26年度に答申が行われた。平成26年度に諮問が行われ、26年度末時点で調査審議中となっているものは1件（経済センサス・活動調査の変更について）となっている（表21参照）。

なお、必要に応じて、統計委員会の審議に資するために、公的統計の現状に関する情報収集等を目的として、統計委員会委員と統計利用者との意見交換会や統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等が行われている。

表20 統計委員会及び部会の開催実績等 （平成26年度）

統計委員会		開催回数				
		平成 26年度	(参考)			
			平成 25年度	平成 24年度	平成 23年度	平成 22年度
		11	11	9	11	11
部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成 26年度	(参考)			
			平成 25年度	平成 24年度	平成 23年度	平成 22年度
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	10	12	5	5	4
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項	5	0	0	1	4
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	11	8	8	4	9
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	4	11	3	6	4

サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	10	12	4	4	6
統計基準部会	統計基準に関する事項	1	4	0	0	1
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	5	1	4	3	3
部会計		46	48	24	23	31

表21 統計委員会における諮問・答申件数

	平成25年度に諮問され平成26年度に答申した事案	平成26年度に諮問され同年度に答申した事案	平成26年度に諮問され同年度末で調査審議中の事案
国民経済計算の作成基準（法第6条第2項）	0	1	0
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）	0	1	0
基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	0	5	1
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）及び基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	1	2	0
統計基準の設定（法第28条第2項）	0	1	0
匿名データの作成（法第35条第2項）	0	2	0
合 計	1	12	1

V その他

1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省を中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料27（P115）参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

e-Statは、平成26年度末時点での登録されている統計の数は494件、提供されている統計表の数は約58.7万件となっており、平成26年度に約4,890万件のアクセスがあった（このうち、クローラによるアクセス^{*)}を除いた件数は約2,005万件）（表22参照）。

*) クローラによるアクセス：検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表22 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（平成26年度）

府省等名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣官房	3,584
内閣府	726,261
総務省	16,029,217
法務省	922,443
外務省	17,343
財務省	9,791,386
文部科学省	2,086,396
厚生労働省	6,617,220
農林水産省	10,542,367
経済産業省	664,272
国土交通省	1,404,343
環境省	70,154
防衛省	183
人事院	28,185
合計	48,903,354
(参考) 平成25年度実績	34,930,463

注）アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものその他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 罰則等

平成26年度に、法第7章に規定する罰則等に関する事案として、告発が行われた事案、起訴又は裁判が行われた事案又はその他問題事案（告発等に至っていないものの法との関連で問題があるとみられる事案のうち公表されたもの）はなかった。

3 指定委託法人の検討（法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討）

法附則第17条においては、法の施行後5年を目途として、法第37条の規定^{*)}の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすると規定されている。

^{*)} オーダーメード集計及び匿名データの提供については、事務の全部を委託する場合は、政令で定める独立行政法人等に委託することとされ、統計法施行令（平成20年政令第334号）第12条において、独立行政法人統計センターが指定されている。

平成26年度においては、総務省及び関係府省等において、これまでの委託の状況等を踏まえ検討した結果、現時点では特段の措置を講ずる必要がないとの結論に至った（資料29（P117）参照）。

(別編)

【基本計画 事項別推進状況】

- ※ この「別編」には、原則として、基本計画の別表「今後5年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の平成26年度における推進状況（取組実績）を掲載しているが、その他、基本計画本文の記述で別表に具体的施策が記載されていないもののうち、特にフォローアップが必要と考えられる事項についても推進状況（取組実績）を掲載している。
- ※ 「具体的な措置、方策等」欄における「○」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。

[基本計画 事項別推進状況]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第1 3 経済・社会の環境変化への的確な対応	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3次男女共同参画基本計画」に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。 ○ 骨太方針における実効性あるP D C Aの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。 	(各府省)	
第2 1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の国民経済計算の推計については、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応していくこと（中略）が何よりも重要な課題である。 	(内閣府)	
ア 精度の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、推計の精度向上を図る。 ○ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表及び延長産業連関表の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。 ○ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。 ○ 延長産業連関表について、推計手法の高度化や一次統計の整備等を通じた精度向上を図る。また、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。 ○ 統計上の不突合の原因の一つとなっているG D P（生産側）推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。 ○ 国民経済計算における推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確實に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。 	内閣府 内閣府、 経済産業省、 産業連関表作成府省庁 内閣府 経済産業省 内閣府 内閣府	平成28年度末までに実施を目指す。 平成26年度から実施する。 平成28年度末までに結論を得る。 平成26年度から精度向上の検討を行い、 次回の延長産業連関表の基準改定までに 結論を得る。 平成26年度から実施する。 平成28年度末までに実施する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 平成26年全国消費実態調査において、少子高齢化の進展等の社会・経済状況の変化を踏まえ、介護や育児が家計へ与える影響を詳細に明らかにするため、介護や育児に関する調査事項を新設し、新たな結果表を作成することとした。

また、大規模な自然災害の発生が多くなっている状況を踏まえ、自然災害という外的要因が世帯の家計へ与えた影響を把握するため、被災に関する調査事項を新設し、新たな結果表を作成することとした。
- 平成25年度末の取組ではあるが、労働力調査においても、45歳から64歳までの女性の就業率について、各歳別に2003年平均と2013年平均の比較分析を行い、「労働力調査ミニトピックス No. 13」にて、平成26年3月28日に公表した。【以上総務省】
- 2015年農林業センサスにおいて、林業分野の労働力の男女別表章を充実するとともに、新たに経営方針の決定に参画する者を男女別に把握し公表することとした。
- 平成27年3月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進に資する統計整備を図るため、政策部局からのニーズや行政情報・民間データの活用の可能性等を踏まえ、統計調査の見直しの検討を開始した。【以上農林水産省】
- 四半期別GDP速報において、平成26年4月の消費税率の引上げを推計値に適切に反映させるよう、名目原系列や実質化、季節調整を含め包括的に推計手法を検討し、一部変更を行うとともに、統計利用者の利便性に資するよう、その対応について、平成26年1-3月期及び4-6月期四半期GDP速報（1次速報値）公表の事前に公表を行った。
- 供給・使用表の枠組みの下での国民経済計算の精度向上の在り方について、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、財貨・サービスごとの中間消費（コモディティ・フロー法から推計）と中間投入（付加価値法から推計）を調整する方法等について検討を進めた。平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向けて、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿って、供給・使用表の枠組みを通じた精度向上を実現することを目指し、必要となる推計システムの開発等、実推計に係る検討を行っているところ。
- 平成23年産業連関表の作成に当たっては、同表と国民経済計算との間の整合性を確保すべく、経常的に開催している産業連関幹事会において、内閣府を含む10府省庁において共通認識を得つつ、作業を進めているところである。
- 国民経済計算との整合性を可能な限り確保するよう作成されている平成23年産業連関表を基準年（平成23年）の推計に取り込む国民経済計算の次回基準改定に向け、供給・使用表の枠組みを活用した国民経済計算の推計精度向上の取組の一貫として結論を得るべく、必要となる推計システムの開発等、実推計に係る検討を行っているところ。
- 平成26年度については、延長産業連関表における産出推計の精度向上を図るために、1次データ作成省庁に対し、調査の改正のタイミングで意見を提出し、調査内容への反映を実現した。

例えば、鉄道車両等生産動態統計の調査票改正において、需要先の区分をJR・民需・輸出の3区分から延長産業連関表で必要となる公的・民間の区分への変更を要望し、了解を得た。
- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、現行の国民経済計算内に一部みられる輸出入概念の非整合性について、その要因分析とともに改善策の検討を行った。これを踏まえ、国民経済計算の次回基準改定に向け、国民経済計算体系内での輸出入概念の整合性の向上実現を目指し、実推計に係る検討を進めているところ。
- 国民経済計算の各分野の推計システムについて、大型電子計算機を廃止しサーバ等のオープンシステムに移行する等、平成23年度以降進めてきた最適化の取組を平成26年度中に完了させた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 国際比較可能性の向上	① 2008 SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
	② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。	産業連関表作成府省庁、内閣府	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
	③ 国民経済計算と産業連関表の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応を検討する。	産業連関表作成府省庁	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
ウ 提供情報の整備	④ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。推計に当たっては、三面の推計値相互の整合性を高めるよう努めるとともに、行政記録情報の活用等も併せて検討する。	内閣府	平成28年度の基準改定後できるだけ速やかに参考系列の公表を目指す。
	⑤ 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供を進める。	内閣府	平成28年度の基準改定時以降できるだけ速やかに実施する。
	⑥ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向け、地方公共団体に対する支援を強化する。	内閣府	平成26年度から実施する。
エ 一次統計等との連携強化	⑦ 経済センサス・活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。
	⑧ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、研究・開発（R&D）の資本化や兵器システムの資本化、企業年金受給権の発生ベースでの記録といった、諸外国でも対応している主要事項を中心に、2008 SNAへの対応に関する方針について検討を行った。また、2008 SNAへの対応を踏まえた「国民経済計算の作成基準」の変更について、統計委員会に諮問し、国民経済計算部会での審議を経て、平成26年度中に答申を得た。今後は、国民経済計算の次回基準改定に向か、2008 SNA対応に係る実推計作業を進めていく。
 - 次回表（平成23年表の次の表）に係る平成27年度からの検討に向けて、論点の整理に着手した。
-
- 平成23年産業連関表の確報公表後に検討を開始する予定である。
-
- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、国民経済計算の次回基準改定後でできるだけ速やかな参考系列としての公表を目指して、生産面（経済活動別付加価値）及び分配所得面（家計可処分所得、家計貯蓄等）に関する四半期推計の開発に向けて、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿って、現行基準の国民経済計算に基づく推計手法及び試算値の検討を行った。
 - 国民経済計算の次回基準改定に向けた検討にまずは取り組んでいるところであり、時系列計数の在り方については次回基準改定に向けた実推計作業の中で検討を行っていく。
-
- 県民経済計算に関する全国主管課長会議等において、国民経済計算に即した遡及改定方法を提示するなどの支援を行うとともに、国民経済計算の次回基準改定に向けた現状の取組について情報提供を行った。また、県民経済計算の推計にあたって、全国共通の方式で推計がなされるよう、標準化の基準として平成17年基準県民経済計算標準方式を作成し、各県市に提供したところであるが（平成27年3月改訂）、各県市が抱える課題を勘案しつつ、隨時見直しに係る検討作業を行っている。
 - 平成23年産業連関表の多くの部門において、平成24年経済センサス・活動調査で得られた売上高データ及び費用構成のデータを利用したところであり、平成28年経済センサス・活動調査についても、次回表において同様の利活用を想定している。
 - 国民経済計算においては、平成24年経済センサス・活動調査の製造業部門の情報については、平成25年度に行った平成23年確々報で反映したところであるが、国民経済計算の次回基準改定の中で、平成23年産業連関表を取り込むことを通じて、サービス部門も含めて平成24年経済センサス・活動調査の結果を反映する予定。【内閣府】
 - サービス産業に関しては、サービス産業統計研究会（総務省）に参加し、総務省が実施しているサービス産業に係る統計調査の調査内容、調査方法等の改善及び関連統計の在り方についての検討等に加わった。
在庫については、一次統計作成省との連携の結果、平成26年6月の「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」の答申において、国民経済計算の四半期別GDP速報における流通在庫の推計精度の向上に資するため、平成27年7月分以降、小売の期末商品手持額の商品分類が従来の3品目から9品目に細分化されることとなっており（いざれも計を除く。）、これを四半期別GDP速報の推計に反映するべく、今後検討を行っていく。
 - 個人企業については、個人企業経済統計調査（総務省）におけるサービス産業の対象業種数の拡充等を一次統計作成省に要望するなど連携に努めた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
エ 一次統計等との連携強化	<p>① ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするため、基礎統計についての有用性、必要性を整理した上で、基礎統計の整備状況を踏まえた推計手法を検討する。</p> <p>② 建設業の産出額をより的確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。</p> <p>③ 上記1(1)ウの支出面の四半期推計の精度確保や生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報の確保について、サービス産業動向調査を中心検討する。</p> <p>④ 商品別供給・需要の推計を行うためのコモディティ・フロー法における商品別配分比率の推計、企業を事業所単位に変換するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う。</p>	内閣府	平成26年度から検討する。
	⑤ 上記1(1)に記載した基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、優先順位・時間軸を念頭にその推進に努める。	総務省、内閣府、産業連関表作成府省庁、一次統計作成府省	平成26年度から実施する。
(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	<p>⑥ 平成28年に実施される経済センサス - 活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。</p> <p>⑦ 平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。</p>	総務省、経済産業省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	<p>⑧ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。</p> <p>⑨ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。</p>	総務省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
		総務省、関係府省	平成30年度末までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、リースに関する基礎統計の現状や推計に当たっての課題等について検討を行った上で、平成28年経済センサス-活動調査の調査事項につき、物品賃貸業について、フィナンシャル・リース分を区分して把握するなどの要望を行った。調査実施者側（総務省・経済産業省）で団体ヒアリングを行った結果、報告者側の要因（契約高ベースでフィナンシャル・リースを区分した情報が現状取れない）等の観点から、平成28年経済センサス-活動調査では導入が見送られた。こうした状況を踏まえつつ、関係府省間の連携の下、今後検討を続ける。
- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等における検討を通じて、国民経済計算の次回基準改定において、建設部門の産出額について、「建設総合統計」（国土交通省）等の進捗ベースの基礎統計を活用した推計手法を導入することを目指すという方針としたところであり、現在実推計に係る検討を行っている。
- 四半期別GDP速報のサービス産出額の推計に活用している「特定サービス産業動態統計」（経済産業省）について、平成27年1月分から一部業種の調査が廃止され、「サービス産業動向調査」（総務省）に一本化されたことを受け、平成27年1-3月期速報以降の推計について同調査の結果を活用すべく推計手法を検討し、作成部局である総務省との連携・協議を進めた。
- 国民経済計算の次回基準改定においてコモディティ・フロー法の配分比率のベースとなる平成23年産業連関表の推計において各商品の配分に係る情報が平成23年の実態に即したものになるよう産業連関幹事会の検討を通じて関係省庁と連携を行った。また、供給・使用表の枠組みの下での国民経済計算の精度向上において、延長年の財貨・サービスごとの中間消費（コモディティ・フロー法から推計）と中間投入（付加価値法から推計）を調整する方法を検討する中で、商品別配分比率の推計に係る検討も行っているところ。
労働生産性等の把握のための基礎情報の整備については、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、現行の国民経済計算では推計していない就業者ベースの労働時間数に係る推計手法を検討したところであり、次回基準改定の後、できるだけ早期に参考系列として作成・公表することを目指すこととしている。
- 産業関連統計の体系的整備等に関連する事項について、関係府省間の連絡及び調整並びに検討を行うため、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」を平成26年4月23日に設置した。また、検討会議の下に実質的な議論の場である「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」（以下「産業関連統計WG」という。）を設置し、基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有を開始した。
平成26年度における主な検討事項である売上高等の集計に関する消費税の取扱い等の検討において、一次統計側と加工統計側の連携に留意しつつガイドラインの策定に取り組んでいる。
- 平成23年度産業連関表の公的部門分類の格付けを踏まえ、鉄道車両等生産動態統計調査について調査事項の変更を行い、鉄道車両等の需要先区分に「公的機関」を新たに追加したことから、産業連関表の「鉄道車両」及び「鉄道車両修理」については、平成27年度以降、より精度の高い推計が行われることとなった。【国土交通省】
- 経済センサス - 活動調査については、平成26年度は、調査の円滑な実施と結果精度の向上のため、地方公共団体及び各府省との調整、試験調査、企業ヒアリング等を実施した上で、実施時期を前回の2月から今回は6月にすることや個人経営者向けの簡素な調査票の作成等を含む新たな調査計画案を策定し、統計委員会へ諮問した。
- 経済センサス活動調査の中間年における母集団情報の効果的かつ効率的な整備方法等について、「事業所母集団データベース研究会」を開催し、検討を進めているところ。
- 関係府省において個別統計調査に係る課題の検討が進められていることから、その検討状況を注視した上で関係府省との連携を強化しつつ平成27年5月以降に開催する産業関連統計WGにて検討を開始することとしている。
- 上記課題に関する検討の方向性が定まり次第、着手する予定である。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。 ○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。 ○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。 	農林水産省 総務省、 関係府省	平成28年度から実施する。 平成26年度から検討する。 平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。
(3) サービス産業に係る統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。 ○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。 ○ サービス産業に係る統計の横断的整備として、関係府省の協力を得て、付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進める。 	総務省 経済産業省 総務省	できる限り速やかに結論を得る。 次回基準改定までに結論を得る。 平成26年度から実施する。
(4) 企業活動に係る統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。 ○ 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。 ○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。 ○ 平成24年経済センサス - 活動調査の結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。 ○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粹持株会社実態調査の結果と合わせ、純粹持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。 	総務省、 関係府省 総務省、 経済産業省 総務省、 経済産業省、 関係府省 総務省 経済産業省	平成26年度から検討する。 上記の検討を踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。 平成27年度末までに結論を得る。 平成26年度から実施する。 平成29年度末までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 統計作成に向けた研究の準備として、両センサスにおいて、地域区分の対応可能性、農林水産業と関連する産業の雇用・生産状況の分析可能性等の検討を進めた。
- 「需要サイド」概念に基づき構築されているとされるNAPCS（北米生産物分類）のうち、もっとも完成度の高いカナダ版につき翻訳を行うとともに、分析を進めた。【総務省（政策統括官）】
- 平成26年7月に開催した第4回産業関連統計WGから本件に関する検討を開始し、年度末までに計7回の検討を重ねている。
消費税込・税抜のデータが混在して集計されている主要構造統計調査については、平成27年2月の第11回WGにおいて、国民経済計算及び産業連関表と連携し、税抜データを一次統計側が補正集計し、公表するとの方向で「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（骨子案）」を取りまとめ、平成26年度内にガイドライン案に関するおおむねの合意を得た。
なお、本ガイドライン案は平成27年度初旬に開催予定の各府省統計主管課長等会議での合意を目指している。
- サービス産業動向調査については、平成26年度は、「サービス産業統計研究会」を開催し、平成25年1月以降の調査について、実施状況の検証を行ってきたところ。今後、この実施状況の検証や結果の蓄積、国民経済計算等における利活用の状況等を踏まえ、基幹統計化の適否についても判断する予定。
- 平成26年度については、第3次産業活動指数の次回基準改定に向けた作成手法に関する検討作業を実施した。
- サービス産業に係る統計の横断的整備として、平成26年度は、課題の整理や統計の作成手法等の検討を行い、「サービス産業統計研究会」において関係府省も交えて議論を開始したところ。今後、同研究会での議論も踏まえ、研究を進める予定。
- 平成26年11月に開催した第8回産業関連統計WGにおいて本件に関する検討を開始した。
上記WGでは、企業活動に関する統計の体系的整備の経緯や第I期基本計画における取組みを整理し、構成員間での共通認識を得ると共に、企業活動を産業横断的に把握する統計により想定される活用方法及び今後の検討のポイントを議論し、検討の方向性について合意を得た。
なお、本件は平成27年6月以降に開催する同WGにて本格的な検討を進めることとしている。
- 情報通信業基本調査の基幹統計化に向けた検討は、産業関連統計WGにおいて、平成26年11月以降、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討が始まったところであり、今後の同WGの議論を踏まえながら、進めていく。
- 産業関連統計WGにおいて、事業所を対象とした各種統計調査における同一企業内取引の取扱いに関する検討を平成27年度初旬に開始する予定である。
- 総務省及び経済産業省では、平成28年経済センサス-活動調査において、企業の内部取引額の把握に向けた検討を行ったが、以下の観点から把握は困難との判断に至った。
① 現行の調査事項から計算により求める場合、事業所単位での売上高の把握が困難なネットワーク型産業の事業所が存在すること
② 製造業への企業ヒアリングを実施した結果、多数の企業より、本社でまとめて管理しているため事業所ごとによる回答はできない、事業所ごとに独立会計管理を行っていない、などの理由により記入不可能との回答があったこと。【総務省及び経済産業省】
- 企業グループに関する統計の研究として、平成26年度は、課題の整理や集計方法等の検討に着手した。今後、個票を用いた研究を進める予定。
- 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗及び純粹持株会社実態調査の結果を踏まえ、純粹持株会社のグループ活動についての検討を今後取り組む予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 企業活動に係る統計の整備	① 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。
(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 國際収支マニュアル第6版に準拠した國際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応をフォローアップする。 ○ 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、引き続き、その作成が可能か否かを検討する。 ○ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性に留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。 ○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても検討する。 ○ 関係府省等の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応を検討する。 ○ 上記の一環として、財政統計の担当省の協力を得て、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。 	財務省 財務省 財務省 経済産業省 財務省、総務省、内閣府、金融庁、国土交通省 内閣府	平成28年度末までに結論を得る。 平成28年度末までに結論を得る。 平成30年度末までに結論を得る。 平成28年度末までに結論を得る。 平成26年度から検討する。 平成26年度から検討する。
2 分野別経済統計の整備 (1) 環境に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するため必要な統計調査の本格実施に向けた検証など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。 ○ 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。 ○ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成17年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、課題の解決方法を関係府省の協力を得ながら検討する。 	環境省 環境省 環境省	平成26年度から実施する。 平成26年度から検討する。 平成29年度末までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計調査で使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、売上高に関する情報を含む平成24年経済センサス・活動調査（確報）及び平成26年経済センサス・基礎調査の情報を活用することについて、平成26年度は有識者を交えた検討会を開催した。
- 国際収支マニュアル第6版に準拠した国際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応を、ヒアリング等を通じて引き続きフォローアップした。
- 平成26年度は事業所母集団データベースに係る情報収集を実施した。
- 基幹統計化の可否について、平成30年度末までに結論を得るよう今後検討予定。
- 研究会を立ち上げ、①海外事業活動基本調査の国内外の利活用状況、②平成21年経済センサス・基礎調査を利用して調査対象の拡充措置についての評価（回収率、調査結果等）を行った。
- 連絡会議を開催するなど関係省庁等で協力しつつ、一般政府収支、一般政府債務総額の推計に必要となるデータの検討や金融健全性指標の公表に向けた準備を行っている。
- 一般政府収支の四半期ベースでの把握にあたって、基礎統計の制約が大きい地方政府分の支出額につき、既存の「地方公共団体消費状況等調査」（内閣府）を活用・拡大して、平成26年6月末分以降、全67の都道府県・政令指定都市のうち、41団体から情報の把握を開始したところ。今後、この対象範囲を拡大することを目指し、発生ベースによる推計手法とあわせて、所要の検討を進めていく。
- 温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実については、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」を2回開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見を踏まえ、温室効果ガスの算定方法の精緻化を行った。（平成27年4月には精緻化された算定方法による「平成25年度 温室効果ガス排出量（確報値）」を公表し、気候変動枠組条約事務局に提出した。）
また、家庭からの二酸化炭素の排出実態を把握する統計の整備のため、総務省から一般統計調査の承認を得て試験調査として「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」を平成26年10月から実施している（調査期間は平成27年9月まで）。同調査の方向性等については、専門家による検討会を3回開催して検討を行っており、平成28年度以降の統計調査の本格実施に向けた準備を進めている。
- 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化については、「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を3回開催し、特別管理産業廃棄物の焼却処理量の推計方法の精度向上等について検討を進めた。
- 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成については、作成要領に記載されている推計方法の精度向上について検討を進めた。また、同連関表の作成・公表に向けて、関連する統計調査の収集や作成要領の見直し及び課題抽出を進めた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 環境に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。 ○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。 	資源エネルギー庁	平成26年度から実施する。
(2) 観光に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ T S Aについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。 ○ 都道府県の観光入込客統計について、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するためには、利活用につながる分析事例等の提示を行い、地域の観光統計の改善を支援する。 ○ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。 ○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計について、それぞれ統計の精度向上に取り組む。 ○ 上記の検討を踏まえ、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を勘案した上で、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。 	観光庁	平成26年度から実施する。
(3) 交通に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。 ○ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。 ○ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。 	国土交通省	平成28年度末までに実施する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 有識者を交えた検討会を開き、これまでの改善を踏まえた上で、データの更なる精緻化の可能性を検討した。
- エネルギーに関する統計の体系的な整備の検討を効率的・効果的に行うため、エネルギー消費に関する類似の統計を資源エネルギー庁に集約することとし、経済産業省石油等消費動態統計調査の担当部署を資源エネルギー庁に移管した。
- 全部で10表あるTSAの各表のうち、未整備の第8表から第10表について、整備に向けて作成方法の試行を行いつつ検討を進めてきた。検討の結果、第8表及び第10表は作成可能の見通しが立ったため、今後、数値の精査を経て、公表の予定である。一方、第9表については、表章自体の有用性に疑問があること、また、TSA導入国が必ずしもTSA全表を整備していないことに鑑み、同表は作成しない予定である。
- 都道府県の観光入込客統計について、全国の地方運輸局において、地方公共団体の観光統計担当者を対象とした説明会を開催し、観光地点の入込状況の把握や近隣都道府県との観光消費額の比較など、分析事例等を紹介した。今後は引き続き現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討し、各都道府県が統計の整備を推進するための支援を継続する。
- 観光地域経済調査について、平成24年度の調査結果の利活用に向け、自治体向けに周知活動、ニーズ調査、モデル地域を対象とした分析事例の作成等を実施した。平成24年度の調査設計の課題等については、解決は技術的に困難と判断しつつあった。
一方で、地方創生に向けた各種施策を政府が進めている中、その効果測定や、地域統計の重要性の観点から、観光地域経済調査に注目が集まり、次回調査の実施の必要性が生じつつある状況である。
従って、次回調査を仮に実施する場合には、平成24年度の調査設計の課題を解決できる調査設計が必要となるが、まだ具体的な調査設計の見通しがたっていない状況である。
以上により、次回調査の実施の可否について、引き続き検討し、平成27年度末までに結論を出す予定である。
- 宿泊旅行統計調査の精度向上のためには、まずは回収率の向上を図ることが重要と考える。さらなる回収率の向上を図るため、オンライン調査に係る周知・普及方法の改善策や、オンライン調査以外でも調査対象施設の協力が得られやすい環境の整備に向けた取り組みについて検討した。
旅行・観光消費動向調査の精度向上について、同調査は現在、速報値及び確報値を公表しているが、速報値から確報値への改定により、値が約10%押し下がる傾向が見受けられる。この傾向の解消に向けて、平成26年度は調査票の各設問の記入率の状況を調べた。今後、記入率の状況を参考にしつつ、速報値と確報値の差異が縮小するよう、調査設計を検討する予定である。
- 上記のとおり宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、精度向上に向けた方策を検討している段階のため、基幹統計化に向けた観光統計の体系整備について検討する段階に至っていない。
- 自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査（いずれも基幹統計調査）について、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上等の観点から、輸送貨物品目分類の見直しを行った。
- 内航船舶輸送統計調査について、燃料消費量の精度向上のため、平成27年度以降の調査より、従前の月間総輸送量に加え、新たに月間総燃料消費量についても目標精度（5%）を設定した標本設計により、調査を実施することとした。
- 自動車輸送統計調査については、「自動車輸送統計調査の体系的整備等に係る検討委員会」を設置し、調査体系等の見直しの方向性について、他の統計や行政記録情報の活用の余地も含め、議論を実施し、自動車輸送統計の体系的整備に向けて検討を行った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 建設・不動産に関する統計の整備	○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。 なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。	国土交通省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフローを継続的に把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。	国土交通省	平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 平成25年法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行う。	国土交通省	平成27年度から実施する。
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (1) 社会保障全般に関する統計の整備	【計画本文記載事項】 ○ S H A 手法に基づく保健医療支出推計については、引き続き、推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに、O E C DにおけるS H A 改定に積極的に関与し、国際比較可能性の向上を図る。	(厚生労働省)	
	○ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、I L O 基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。	厚生労働省	平成26年度から実施する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 建築物リフォーム・リニューアル調査の調査事項及び調査方法について、有識者を構成員とする検討会を開催し、以下の検討等を行った。
 - 建設総合統計等へ反映するため、建築物リフォーム・リニューアル工事のうち機能向上が図られる投資額を把握する検討を行った。
 - CO₂削減等環境負荷低減など、住宅施策などの適切な推進に寄与するため、工事内容ごとの投資額等を把握する検討を行った。
- 平成27年度は、見直し内容の実査性について検証を行い、調査の見直しを実施するための準備を行う予定である。
- 建築物リフォーム・リニューアル調査と建築着工統計との重複部分については、調査票を見直すことにより把握することが可能となった。
- 平成25年法人土地・建物基本調査結果及び平成26年土地動態調査結果等を踏まえ、検討することとしており、平成26年度はデータ集計中のため、特段の検討は行われていないが、学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、調査の実施状況及び基本計画の「具体的な措置、方策等」について説明し、認識を共有しているところ。
- 平成25年法人土地・建物基本調査結果等を踏まえ、検討することとしており、平成26年度はデータ集計中のため、特段の検討は行われていないが、学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、調査の実施状況及び基本計画の「具体的な措置、方策等」について説明し、認識を共有しているところ。
- 「平成24年度国民医療費」の推計に当たり、統計の精度向上の観点から使用データの一部見直しを行うとともに、結果の拡充として、傷病分類別の表における再掲項目の追加等を行った。

【内容】

- ・医科診療医療費における病院と一般診療所の按分に使用するデータの対象月（4-3→5-4審査月）の変更
- ・傷病分類別の表における傷病（再掲項目）の追加及び診療種類別の表における労働者災害補償保険の歯科診療医療費の表章の追加
- ・平成26年度は指摘事項について有識者ヒアリングと研究会を開催し検討を進めた。進捗状況は以下のとおりである。

1 公表早期化

関係部局の協力を得て、平成25年度に比べて公表を1ヶ月前倒しした。社会保障費用統計はO E C D基準とI L O基準からなるが、そのうちO E C D基準の「保健」は、厚生労働省「国民医療費」のうち患者負担を除く額を使用している。例年9月上旬に公表前の暫定値提供を受けているが、平成25年度は10月となったため、社会保障費用統計の公表も12月となった。そこで平成26年度の対策として、同統計の作成部局に提供の早期化を要請し、平成25年度より早く8月末に提供を受け、11月に公表することができた。

平成27年度は、国民医療費の元データの入手方法も含め、さらなる早期化が可能かどうか、検討を進めているところである。

2 制度間移転のクロス集計の充実

有識者の意見を踏まえ、医療、年金、介護の各部門ごとに、I L O基準表の参考表としてクロス集計を作成する方針とした。その上で、平成26年度は介護表の試案を以下のとおり作成した。

介護保険の第2号被保険者の保険料は、各医療保険者で一体徴収され、一旦、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に繰入れされたのち、各市町村に納付される。現在、社会保障費用統計では、介護保険の第2号被保険者分の保険料拠出も各医療保険の収入として計上され、支払基金への繰入分は「他制度への移転」として各医療保険の支出に計上されている。また介護保険から見れば、第2号被保険者の保険料は、「他制度からの移転」として収入に計上され、保険料拠出としては第1号被保険者分しか計上されていない。試案では、S N Aの社会保障負担の明細表における介護保険の計上を参考に、第2号被保険者保険料を各医療保険から介護保険に付け替えて作成した。

平成27年度は、介護の参考表としてホームページ上に掲載する予定である。また、医療、年金についても、順次、試案の作成を進めていく。医療については、有識者の意見を踏まえ、厚生労働省「財政構造表」を参考に、作成する方針である。

3 集計項目の細分化

O E C D基準表は、政策分野別に、制度レベルまで細分化した参考表をホームページで公表しているところであるが、有識者より、細分化されていない「保健」についても、細分化して公表すべきとの指摘を受けた。そこで平成26年度は「保健」を中心に精査を進め、平成27年度は制度レベルに細部化して公表する予定である。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 社会保障全般に関する統計の整備	○ 医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。	厚生労働省	平成26年度末までに実施する。
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	○ 国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大とともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。	総務省	平成28年度前半までに結論を得る。
	○ 欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」（Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys）の内容を精査し、社会生活基本調査（基幹統計調査）の調査計画の検討に活用する。	総務省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

そのほか、「家族」については、制度レベルよりもさらに細分化したデータの提供依頼が関係府省等から多く寄せられており、平成27年度以降、制度レベルよりも細分化して公表する方向で検討を進めている。

・ 1 対象、検討の基本的考え方

利用者の利便性、有用性の向上を図ることを考慮すると、医療、福祉及び介護関係に限らず、厚生労働統計全体について検討することが適當と考えられることから、これらの統計全般の体系図である「分野別・対象別にみた厚生労働統計一覧」を改善することとした。

また、これまでの体系図においては、調査統計及び加工統計を含めて作成してきたところ、厚生労働統計には業務統計もあることから、統計委員会で指摘されているとおり公表されている業務統計についても対象に含めて、統計の体系図を作成した。

なお、体系図の作成に当たっては、分野別に区分する等一般の利用者にとって分かりやすい全体像を示すという観点から検討を行った。

2 課題

厚生労働統計の体系図としては、厚生労働省ホームページで、「分野別・対象別にみた厚生労働統計一覧」を示している。

しかしながら、これまで示していたものは、以下に示す課題があり、知りたい統計を見つけにくいものとなっているほか、全体像が分かりにくいものとなっていた。

① 分野によって含まれる統計の数が異なり、分野によっては、多くの統計が掲載されている（統計の数に比して、区分が大雑把）。

② 似たようなテーマの統計が分散して掲載され、区分の中に違うテーマの統計が混在している。

③ 業務統計が十分に掲載されていない。

3 課題に対する改善策等

上記2の課題がある中、既存の調査統計（約100本）に加え、業務統計（約70本）を追加する必要があるため、更に、分野を細分化することによって、整理することとした。基本的には2階層（大分野・中分野）とし、平成26年度末に「厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）」を厚生労働省ホームページに掲載した。

これにより、利用したい統計が明らかでない場合、これまでには、利用者が、分野によっては多くの統計がある中を、しらみつぶしに統計を当たらなければならなかつたが、細かく分野を整理したことによって、細分化された分野名がいわばメニューとなり、これを手がかりにして、より狭い範囲である中・小分野の中を確認すればよくなり、簡単に得たい統計にたどり着けるようになるとともに、全体的にどういう分野の統計があるか全体像が分かりやすくなり、利便性、有用性が高まると考える。

4 今後の予定

今後の予定としては、「厚生労働統計一覧」（厚生労働省で実施している主な統計調査や業務統計について、調査名と調査内容が13の分野に分けられ、掲載されている。）についても、分野の変更（細分化）、業務統計の追加を行い、より分かりやすくした全体像を、平成27年4月中目途に厚生労働省ホームページに掲載する。

更に、平成27年度以降、追加的に分野内において各統計の特徴・違いをより分かりやすくした説明資料の掲載を検討する。

・ 国勢調査について、これまでの有識者会議や第1次・第2次の試験調査の結果を踏まえ、第3次試験調査を実施し、本番を想定した実査事務の地方自治体における習熟を兼ねた最終的な検証を行った。また、これまでの検討結果を踏まえ、オンライン調査の全国展開やオンライン調査を推進するためのいわゆる「オンライン調査先行方式」による調査手法の導入、高齢者世帯など記入の支援を円滑に行うための任意封入方式の採用、結果の早期提供などの見直し案を盛り込んだ実施計画案を統計委員会に諮問（6月）し、10月20日に見直し案に沿った答申を得た。これを受け、平成27年国勢調査の円滑な実施に向けて、広報や協力依頼などの実施準備事務を進めているところ。

・ 現在推計人口については、住民基本台帳法の改正に伴い、利用可能となった外国人住民関連統計を用いた新たな推計方法の検討や地方公共団体で実施している人口推計等について情報収集を行うなど、基幹統計化の検討を進めている。

・ 欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査し、平成28年社会生活基本調査の調査計画の検討に活用しているところ。

今後、平成28年社会生活基本調査の実施計画案を平成27年9月末目途に策定する予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	<p>◎ 国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。</p>	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>◎ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。</p>	厚生労働省	平成26年度末までに結論を得る。
	<p>◎ 年齢階級別に表章している調査において、結果精度や報告者の負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから統計データの充実を図る。</p>	各調査の実施府省	平成26年度から実施する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 第Ⅱ期基本計画で、引き続き「試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する」（平成28年調査の企画時期までに結論）とされたことから、平成26年に実施を予定していた試験調査は、概算要求に盛り込まれたものの、財政当局の査定により実施することはできなかった。そのため、試験調査に代わる方法として以下を実施し、その内容を厚生労働統計の整備に関する検討会へ報告し、評価いただいた。

- 1 全自治体等を対象とした一斉アンケート調査の実施
- 2 調査協力機関へのヒアリング
- 3 平成20年度試験調査結果の活用

上記について総合的に検討した結果、統計委員会の答申（平成25年1月25日付け諮問第45号の答申）を踏まえた調査計画の見直しによって、目的とする所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大を実行することが可能かどうかについては、①大幅な調査事項削減によっても、調査対象者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、②削減される調査事項の中には厚生労働行政の根幹に関わるものが多く、失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること、③調査時期の統一及び調査ルート一元化によっても、増加する業務に支障なく対応することについて地方公共団体の組織体制により実情に大きな差があることなどから、事実上困難である。

- ・ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを踏まえ、調査継続の必要性について検討を行ったが、
 - ① 当調査の主たる目的は少子化対策の基礎資料を得ることであるが、対象児が中学生になったことにより、従来の調査とは異なる手法やアプローチが必要となっていること
 - ② 平成22年から新たに開始した21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）を、13年出生児の調査結果と比較することにより、少子化対策の施策効果等を測れること
 - ③ 中高生を対象とした調査結果は、厚生労働省の施策と直接的な関連が薄く、行政上の必要性が乏しいことなどから、継続実施をしていくには、財政当局等の理解を得るのが難しいという状況下にある。

しかし、当調査は諸外国の縦断調査と比較しても類をみないほどに調査客体の残存率が高く、今後も対象児を長期的（就労以降まで）に捉えることにより、子ども期の育ち方が就労等に及ぼす影響などが分析できること、こうした分析は少子化対策を検討する上でも必要であること等から、当調査の継続実施を強く望む声があることもまた事実であり、厚生労働統計の整備に関する検討会において、各委員から調査を継続するよう強い要望があった。

一方、文部科学省においても、文部科学省に課された基本計画の課題である、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について検討が行われ、厚生労働省もオブザーバーとして研究会に参画するなどの調整経過があった。

当該研究会においても、調査客体の残存率が高く、中学生までのデータを保有する当調査の客体を継続していくことは貴重であるとの認識であった。

そのため、両省にとって有益なものとなるよう、学校生活、学力等の文部科学省の行政施策に密接する調査項目に重点を置きつつも、厚生労働省としても必要な項目を一定量加えたうえで、調査の実施主体を文部科学省とする共管調査として継続実施をしていくという意思について両省間で確認ができた。

なお、予算や定員などの面も含めて、実現に向けて両省間で検討中である。

- ・ 家計消費状況調査では平成27年1月結果公表分から年齢区分の見直しを行い、集計世帯が増加している「70歳～」を「70～74歳」、「75～79歳」、「80～84歳」及び「85歳～」に分割して表章することとした。また、集計世帯が減少している「～24歳」、「25～29歳」及び「30～34歳」を「～34歳」に統合して表章することとした。
- ・ 平成26年全国消費実態調査において、高齢化の進展を踏まえた年齢区分の見直しを行い、集計世帯数を考慮の上、年齢階級別の結果表における「75歳以上」を、「75～79歳」、「80～84歳」及び「85歳以上」に分割した結果表を追加することとした。
　なお、平成25年度末の取組ではあるが、現在人口推計においても、平成26年3月報（26年3月20日公表）から、年齢区分の上限を85歳以上から100歳以上に引き上げ、表章区分を追加した。
- ・ 同じく、平成25年度末の取組ではあるが、労働力調査においても、45歳から64歳までの女性の就業率について、各歳別に2003年平均と2013年平均の比較分析を行い、「労働力調査ミニトピックスNo.13」（26年3月28日公表）にて公表した。【以上総務省】
- ・ 雇用動向調査において、統計データの充実を図るために、平成26年調査より入職者票の年齢欄を階級選択から数値記載に変更した。各歳別の表章については、平成26年調査データによる試算を行い、今後の扱いについて検討している。【厚生労働省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備			
(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客觀性及び比較可能性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。 ○ 子供の学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、学習費のより的確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等の充実を図る。 ○ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。 ○ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。 	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	平成26年度から実施する。 平成26年度から実施する。 平成27年度末までに結論を得る。 次期（平成27年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。
(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一企業内における雇用形態の転換をより的確に把握する観点から、労働力調査（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。 ○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。 ○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。 	総務省 総務省 総務省、 関係府省	平成26年度末までに結論を得る。 平成28年度末までに結論を得る。 平成26年度から実施する。
第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。 	(総務省、各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 2015年農林業センサスにおいて、今後の人材育成・確保等に関する施策の検討に資するため、雇用者（常雇い）を各年齢階層別に表章を行う予定。また、農林業センサスの中間年に実施する農業構造動態調査においても、同措置を実施する予定。

漁業センサスの中間年に実施する漁業就業動向調査について、これまでの年齢階層区分を見直し細分化して把握し公表。【農林水産省】
- 調査の客観性及び比較可能性を確保するため、平成26年度に実施した平成25年度調査（平成26年12月公表）から、「都道府県別いじめの発見のきっかけ」を公表した。

また、全国の生徒指導担当者が出席する会議において、いじめの認知件数が多い自治体と少ない自治体を同じグループにして、いじめの的確な認知のための各々の取組について情報共有の場を設け、共通理解を図るなどの取組等を実施した（平成26年9月18日実施）。

今後、次回調査においては、いじめの重大事態の調査について、計上基準を分かりやすい表現に改めるとともに、引き続き、全国の担当者が出席する会議等において、正確な実態の把握が可能となるような取組を実施していく。
- 学習費をより詳細に把握するため、平成26年度調査において、附帯調査として通塾頻度や進路希望などの項目を追加した。今後、附帯調査を取りまとめ、報告者への負担を考慮し、当該項目を調査項目として追加するか否かについて検討を行うとともに、調査内容等の充実を図る。
- 縦断調査の実施については、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、平成26年度に、既存調査との連携も含めて実現可能性を検証するための調査研究を実施した。既存調査との連携の観点から、縦断調査を実施している厚生労働省と検討中である。
- 平成27年度においては、これまでの統計委員会からの指摘を踏まえ、各社会教育施設の「運営状況に関する評価の実施状況」に関する項目等を追加の上、実施する。

さらに、平成30年度調査の実施に向け、平成27年度調査と併せて施設利用者に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、施設利用者に関する情報のより詳細な把握について検討する。
- 同一企業内での雇用形態の転換の的確な把握の可否について、労働力調査の平成25年2月～5月の当月及び前月の4か月分のデータを用いて、当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより検証した。また、併せて、集計・公表に係る事務量等についても検証した。その結果、調査世帯内において当月と前月で記入者が異なる等の要因により記入内容に差異が生じるという問題があることなどから、現状では同一企業内での雇用形態の転換を的確に把握し公表することは困難であるとの結論に至った。
- ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応については、有識者及び関係省から構成する「雇用失業統計研究会」において検討を行い、平成27年2月及び3月に民間モニターを活用したwebアンケートを実施した。平成27年度にこのアンケート結果を踏まえた準備調査を実施し、平成28年度に対応方針案を取りまとめてることとしている。
- 平成26年5月に開催した第1回産業関連統計WGから本件に関する検討を開始し、年度末までに計10回の検討を重ねている。

常用労働者と臨時労働者の区分変更については、平成27年2月の第11回WGにおいて最終報告案を取りまとめると共に、平成26年度内にガイドライン骨子案に関するおおむねの合意を得た。

また、常用労働者の内訳区分の改善については、平成26年度内に改善の方向性に関する合意を得ると共に、平成27年4月を目途に最終的な対応案を取りまとめたうえ、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（案）」を作成することとしている。

なお、本ガイドライン案は平成27年度初旬に開催予定の各府省統計主管課長等会議での合意を目指している。
- 年次フレームについては、①平成26年4月23日からH24年次フレーム（更新版）を、②平成26年8月29日からH25年次フレームを関係府省に対して提供しているところ。

事業所母集団データベースから各府省に提供する共通事業所コードの保持について、関係府省と連携を図り、その状況を把握し、必要な調整及び支援を実施している。【総務省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成26年度から順次実施する。
	○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。		
(2) 行政記録情報等の利活用の推進	【計画本文記載事項】 ○ 所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。 ○ 國際的な動向も踏まえつつ、統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用することについて研究を進める。	(内閣府、総務省) (各府省)	
ア 行政記録情報等の活用	○ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的に実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。 ○ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決の方策を検討する。 また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。	総務省、各府省 総務省、各府省	平成26年度から実施する。 平成26年度から実施する。
イ 社会保障・税番号制度の統計への活用	○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。 ○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。	総務省、各府省 関係府省	平成26年度から実施する。 平成30年度末までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 事業所母集団データベースの整備の推進に資すると考えられる、企業組織構造の変化を恒常に確認する業務について、人材育成や体制整備等に資する海外事例の収集等を行いつつ、各種の検討を行っている。
- 事業所母集団データベースを活用した統計の作成及び地理情報の活用に関する海外事例の収集等を行っている。
- 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況を確認している。答申の中で具体的に言及したもののは、以下の2件である。
 - ・港湾調査
 - ・経済産業省特定業種石油等消費統計調査
また、統計法施行状況に関する審議（第I期基本計画関連分及び未諮詢基幹統計確認関連分）においても行政記録情報の活用に関する審議を行った。【内閣府（統計委員会担当室）】
- 平成26年度は、基幹統計調査、一般統計調査あわせて86本の承認の審査を行い、その全てについて、行政記録情報等の活用に関する検討状況について確認を行った。【総務省（政策統括官）】
- オープンデータを先進化するために、データの提供方法を更に高度化し、利用しやすくする取組として、オープンデータの国際的な評価指標である「5スターオープンデータ」による公開レベルの最高ランクであるLOD形式で統計データ等を提供することについて検討を進めており、独立行政法人統計センター及び福井県（全市町）と連携し、この形式でのデータ提供の課題等について整理する「オープンデータモデル事業」の来年度（27年度）実施に向け作業を進めた。
- 統計データ・ビッグデータを活用する能力の高い人材育成を図るため、パソコン等でデータの活用方法や統計に関する知識を学べる日本政府初のMOOC講座である「データサイエンス・オンライン講座」及び統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」を開設した。【以上総務省】
- 委託調査として「平成26年度ビッグデータを活用した新たな経済指標・分析手法の動向に関する調査研究」を行った。【経済産業省】
- 各府省の協力の下、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、平成27年3月に総務省ホームページに掲載した。
なお、同実態調査については、統計調査における行政記録情報の活用状況をより具体的に把握するなど、内容の充実を行った。【総務省（政策統括官）】
- 作成した業務統計は、原則として各府省ホームページ等により公表している。
- 「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」について、平成27年3月9日開催の第29回「統計リソースの確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」（以下「リソース確保等WG」という。）で結果概要を説明するとともに、各府省に調査結果を送付し、情報共有を行った。
また、特別集計による税務データの活用可能性については、平成26年7月28日開催の第26回リソース確保等WGで、財務省及び経済産業省から関係府省へ検証結果の説明を行った。
- 平成26年9月に開催した第6回産業関連統計WG及び平成27年1月に開催した第10回同WGにて本件に関する検討を実施した。
平成27年度以降の同WGにおける検討を円滑に進めるため、法人番号制度の動向や、今後のデータベースの活用に向けた有識者の意見等を徴し、構成員間での共通認識を得た。
- 人口動態調査における個人番号の活用の在り方については、戸籍事務での個人番号の活用に向けた法務省の検討状況も踏まえつつ、検討を行うこととした。【厚生労働省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) オンライン調査の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。 	(内閣府、総務省)	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。 ○ オンライン調査を推進するため、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。 	各府省	平成26年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのＩＣＴの普及状況に伴う対応についても検討する。 	総務省、各府省	平成27年度末までに結論を得る。
(4) 統計基準等の見直し	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計基準については、今後とも、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。 ○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。 	(総務省)	
2 統計リソースの確保及び有効活用	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースの確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行う。なお、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、引き続き取組状況に関する情報の共有などをを行う。 	(各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況を確認している。答申の中で具体的に言及したものは、以下の6件である。
 - ・ 商業動態統計調査
 - ・ 港湾調査
 - ・ 国勢調査
 - ・ 鉄道車両等生産動態統計調査
 - ・ 内航船舶輸送統計調査
 - ・ 経済産業省特定業種石油等消費統計調査
- また、統計法施行状況に関する審議（未諮詢基幹統計確認関連分）においても各未諮詢基幹統計におけるオンライン調査の導入に関する審議を行った。【内閣府（統計委員会担当室）】
- ・ 平成26年度は、基幹統計調査、一般統計調査あわせて86本の承認の審査を行い、その全てについて、オンライン調査の導入に関する検討状況について確認を行った。その際、オンライン調査が未導入の調査やオンライン調査の利用率が低調な調査については、更なる導入の推進を図るよう、適宜指導を行っており、オンライン調査の新規導入等の成果が得られたところ。【総務省（政策統括官）】

（資料編 資料4参照）

- ・ 各府省と連携してオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場として、平成26年4月に関係府省の課長級を構成員とした「オンライン調査推進会議」を設置し、平成26年度に1回開催した。また、同会議の下、関係府省の担当者級を構成員とした「オンライン調査の推進に関するワーキンググループ」を設置し、平成26年度に7回開催した。
同ワーキンググループにおいては、各府省におけるオンライン調査の取組事例や政府統計オンライン調査総合窓口の改善等の具体的な検討・情報共有を実施するとともに、各府省のオンライン調査推進の取組を支援するため、「オンライン調査の推進に関する行動指針」の策定に向けて議論を行った（平成27年4月にオンライン調査推進会議申合せ）。
- ・ 「オンライン調査の推進に関するワーキンググループ」において取りまとめた、各府省からの政府統計オンライン調査総合窓口の改修要望の大部分について、平成26年度内に改修した。残りの、改修規模が非常に大きくなる要望に対しては、次期政府統計共同利用システムの更改に合わせた改修を検討することとしている。また、ICTの普及状況に伴う対応については、国勢調査の取組状況を踏まえつつ、モバイル機器で回答できる電子調査票の作成に向けた検討を進めている。【総務省】
- ・ 「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」では、オンライン調査のホームページについて回答者の利便性の観点から、タブレット端末・スマートフォンに対応した仕様とした。【内閣府】
- ・ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能について、調査対象者がより分かりやすく操作できるよう改善案を総務省に提案した。【財務省】
- ・ 平成26年度実施の能力開発基本調査では、オンライン回答の方法としてパソコンに加え、新たにスマートフォン及びタブレットによる回答ができるように設定した。【厚生労働省】
- ・ 一部の統計調査について、今後、スマートホンが対応できる手法を検討しているところである。
【国土交通省】
- ・ 「疾病、傷害及び死因の統計分類」について、世界保健機関（WHO）が定める分類に準拠するとともに、我が国臨床での活用に対応する形で、平成17年以来約10年振りに全面改正を行った（統計委員会答申：平成26年12月8日府統委第124号、告示：平成27年2月13日 総務省告示第35号）。
- ・ 各府省の調査における関連情報の収集を行っている。
- ・ 各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、平成27年度歳出予算概算要求書の提出前（平成26年7月）及び提出後（同10月）に、リソース確保等WGを開催し、予算概算要求及び機構定員要求の状況について、府省間の情報共有及び意見交換を実施した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府省横断的な基幹統計調査の実施に当たっては、必要に応じて共管・共同調査として実施するとともに、緊急ニーズに対応した統計の作成及び提供に当たっては、特別集計や、既存統計調査の調査項目の追加や付帯調査として実施することを検討する。 	(各府省)	
(1) 統計リソースの確保のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。 ○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。 また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用ミクロデータ（仮称）の作成、オンライン利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。 	総務省	平成27年度から実施する。
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体とも連携し、統計調査員の役割や重要性等に関する周知を引き続き推進とともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善等に関する取組を継続的に実施する。 	(関係府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 内閣人事局に対して平成27年度分の定員要求を行い、2人の増員が認められた。【総務省（政策統括官）】
 - ・ 内閣人事局に対する平成27年度分の機構定員要求において、自律的再配置を要求し、2人認められた。【厚生労働省】
 - ・ 内閣人事局に対する平成27年度分の機構定員要求において、自律的再配置を要求し、2人認められた。【経済産業省】
 - ・ 平成26年度においては、総務省及び経済産業省が平成26年経済センサス - 基礎調査（総務省）及び平成26年商業統計調査（経済産業省）を一体的に実施したほか、情報通信業基本調査（一般統計調査）を共管実施した。【総務省及び経済産業省】
-
- ・ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究の実施については、平成27年度の着手に向け、各府省の担当者、独立行政法人統計センター及び外部の有識者等から広く知見を集め研究が実施できるようスキーム構築について検討を行った。今後は、このスキームによる研究着手に向け取り組んでいく。
 - ・ 統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充について、引き続き取り組んでいく。
-
- ・ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びA P I機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていない国民経済計算や産業連関表等の基幹統計について、最初の登録作業を政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで平成27年度から代行することとした。
 - ・ リモートアクセスを活用したオンライン利用については、総務省統計局と独立行政法人統計センターの間で「調査票情報等の提供の在り方の見直しに関するP T」を設置して検討を行い、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、その状況について報告した。平成27年度以降は、中央データ管理施設の管理を行う者として、独立行政法人統計センターのリソースを活用することも視野に入れ、その具体化に向けて引き続き検討を行う。
-
- ・ 統計調査員の役割や重要性等に関する周知については、地方公共団体と連携し、以下の取組を引き続き実施。
 - ・ 調査対象に対しては、依頼状・リーフレットによる周知
 - ・ 一般に対しては、経常調査用広報ポスター等の掲出

上記のほか、統計局ホームページに統計調査員の役割等について記載。
 - ・ 統計調査員の調査活動における事故等を防止するための安全確保に関する周知については、以下の取組を引き続き実施
 - ・ 各種事務打合会等において『調査の手引』等を用いた安全確保の意識の啓発
 - ・ 統計調査員に対する支援体制の整備並びに複数人による活動の推進
 - ・ 調査活動時における安全対策用品の携行の徹底
 - ・ 平成26年経済センサス - 基礎調査において、調査員募集用リーフレット（様式）を作成し、地方公共団体における調査員の確保への支援をした。
 - ・ 平成26年全国消費実態調査において、調査員募集用リーフレットを作成し、地方公共団体における調査員の確保への支援をした。【以上総務省】
 - ・ 統計調査員の確保・育成に資するために、引き続き「調査員だより」の発行を行い、調査員の役割や重要性に関する周知を行っているところ。【農林水産省】
 - ・ 調査員の役割や身分などについてホームページに掲載した。【経済産業省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。	関係府省	平成26年度から実施する。
	○ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
(3) 統計職員等の人才培养・確保	【計画本文記載事項】 ○ 人材の確保・育成を意識した人事交流や研修を充実するなど、これまでの多面的な取組の更なる定着の促進を図る。その際、これまでの取組状況を踏まえ、特に効果がある取組を重点的に推進する。	(各府省)	
	○ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。	総務省	平成26年度から段階的に実施する。
(4) 災害発生時等の備え	○ 大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。 また、対応方針の取りまとめに当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。	総務省、各府省	平成27年度末までに対応指針を取りまとめ、平成28年度から順次実施する。
(5) 民間事業者の活用	【計画本文記載事項】 ○ 民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図る。	(各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 平成26年経済センサス・基礎調査において、地方公共団体において調査員確保が困難となつてゐる状況及び本社等一括調査を正確かつ円滑に実施する観点から、調査員による本社等一括調査を廃止し、地方公共団体の事務負担に配慮して、調査票の配布・回収については、国が契約する民間事業者において一括して実施した。
- 平成21年全国消費実態調査において一部の市区で実施したオンライン回答については、地方公共団体等における審査事務を省力化すると同時に、調査員が調査票を見ることによる世帯の忌避感を軽減することができるようになることから、平成26年調査において、全国に拡大して実施した。また、地方公共団体の事務負担に配慮し、民間指導員の数を増やした。【以上総務省】
- 社会教育調査等について、報告者から寄せられた質疑応答を文部科学省ホームページに掲載することで、報告者からの照会・質問への対応に係る都道府県や市町村の負担軽減を図ることを決定した。【文部科学省】
- 平成26年医療施設調査の一般診療所票において、新たなニーズに対応するため、二次医療圏別の結果表を追加した。【厚生労働省】
- 2015年農林業センサスについては、①調査準備期間を前回調査の3か月から7か月に拡大するとともに、実査期間（調査票の配布から回収までの期間）を前回調査の1か月半から2か月半（東日本大震災の被災地域は4か月）に拡大②照会対応業務を民間委託（コールセンターの設置）③調査票のデータ入力を農林水産省で実施等、地方公共団体の業務量の軽減を図った。【農林水産省】
- 専門量販店販売統計調査の都道府県別の表章を平成26年から実施した。
商業動態統計について、平成27年7月調査分より、地方公共団体の業務量の軽減、地域別表章の充実の観点から、以下の取組を行うこととし、総務大臣の承認を得た。
① 都道府県経由の調査員調査実施分について、一部を国直轄調査に変更
② コンビニエンスストアの集計表について、都道府県別に表章【経済産業省】
- 統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見を踏まえ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた定数管理を平成25年度から試行期間として引き続き実施し、問題点の有無を検証している。

(資料編 資料5参照)

- 統計研修所は、6月に各府省や地方公共団体等に対し研修内容に関するアンケートを実施した結果、要望の多いテーマに特化した短期間（1～2日間）の研修を、平成26年度から新たに3コースを実施。
さらに平成27年度においては、統計の基本を2日間で学べる課程を2課程増設、統計解析を1日で学ぶことができる特別コース及び統計オープンデータの活用法を学ぶことができる特別コースの2コースを新設し実施予定。
平成26年度の統計研修所職員の地方公共団体等への研修講師派遣の実績は7件。また、平成27年度から研修相談の窓口を開設し、各府省や都道府県等が開催する統計研修やセミナーについてのアドバイス、講師紹介等の研修企画の支援を行う予定。
- 検討の場として、リソース確保等WGを活用し、同WGにおいて、対応指針の策定に向けた論点整理及び今後の進め方について議論した。平成27年4月以降、これらを踏まえ、具体的な検討を進める予定としている。

(資料編 資料6参照)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(5) 民間事業者の活用	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、より的確な民間事業者の活用を図るために、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
3 統計調査環境の改善 (1) 統計ニーズの的確な把握	○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げる検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。 ○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、府省間の連携を強化する。	内閣府（統計委員会） 総務省、各府省	平成26年度から実施する。 平成26年度から実施する。
(2) 統計の品質保証活動の推進	○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効果的かつ効率的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成26年度から実施する。
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等	○ 国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。 ○ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。	総務省、各府省 各府省	平成27年度末までに実施する。 平成26年度から順次実施する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」（以下「品質保証等WG」という。）において、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の見直しに向けた検討を開始した（平成27年度に民間事業者からのヒアリングを実施予定）。
- 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会について、平成26年度中にテーマを選定（ビッグデータの利用可能性（仮題））し、27年4月に開催する予定。
- 「統計ニーズの的確な把握の枠組み」（平成26年3月25日統計データの有効活用に関する検討会議了承）に基づき、統計一般に関するニーズ把握について、テーマの設定や実施期間の集中化、広報活動の重点化を行った。
- 品質保証等WGにおいて、各府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等に関する情報共有を行った。
 - 基幹統計（国民経済計算）及び一般統計調査について、品質表示及び品質評価に係る実施計画を定め、当該計画に基づき、調査実施部局において、品質保証活動に関する取組を実施。大臣官房において、部局ごとの取組結果を確認し、府内の取組状況について適宜部局と情報共有し、取組内容の改善等を促した。【内閣府】
 - 品質表示及び品質評価について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に準じて可能な範囲で実施する体制を維持している。【警察庁】
 - 平成23年度及び平成24年度実施の統計について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、評価結果の概要を平成26年9月に統計局ホームページ上で公開し、また平成25年度実施分を平成27年3月に公開した。引き続き、所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。【総務省】
 - 「犯罪被害に関する総合的研究（第4回犯罪被害実態（暗数）調査）」については、外部有識者等から構成される委員会において、調査研究実施前の事前評価及び実施後の事後評価をもって品質評価を実施し、調査研究の客觀性と専門性の担保に努めているところ、平成26年度には同研究に係る「事後評価の実施に関する計画」を公表した。今後において、同研究に係る事後評価を実施した上、その結果を公表する予定である。【法務省】
 - 品質保証等WGの検討等を通して、品質保証活動の取組の強化を図っている。【財務省】
 - 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計において自己評価を実施した。【文部科学省】
 - 省内の調査担当が品質についての自己評価を効果的に実施できるよう、「公的統計の品質保証に関する事務マニュアル」に従い、品質評価事項チェックリストの見直しに着手した。
- また、平成25年度に発生した事例を踏まえ、データ作成時の確認方法の強化を図るため、平成26年5月27日に統計データの正確性の確保対策を改正した。【厚生労働省】
- 品質表示について、順次当省ホームページを更新済。統計調査の見直しの検討に当たっては、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、行っているところ。【農林水産省】
- 平成26年度から取組に着手し、18件の統計調査について自己評価を実施した。【経済産業省】
- 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管する基幹統計の8統計について、品質表示の評価及び品質評価を実施した。
- 評価の結果、品質表示の項目で改善できる部分については、改善指導を行い、各統計作成課室にて改善対応が可能な箇所から修正等を行っているところである。【国土交通省】
- 一般社団法人日本品質管理学会における「公的統計調査のプロセス指針と要求事項」の検討状況を踏まえつつ、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」にプロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）を導入する方向で、品質保証等WGにおいて具体的な検討を開始した。
- 総務省政策統括官（統計基準担当）が毎年度開催しているブロック別統計主管課長会議を活用し、各ブロックにおいて地方公共団体からの意見を聴取し、情報共有を行った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で効果的かつ効率的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。 	総務省	平成26年度から実施する。
(4) 統計リテラシー等の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。 また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。 さらに、上記の研修やカリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。 ○ 統計研修所における研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。 ○ 地方公共団体等とも連携し、統計に関する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。 ○ 広く一般的に活用可能な「一般用ミクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。 	総務省 各府省 総務省	平成26年度から順次実施する。 平成26年度から実施する。 平成26年度から実施する。
(5) 研究開発成果の共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。 	総務省	平成26年度から実施する。
4 統計データの有効活用の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、調査実施者における調査票情報等の適切な保管を徹底する。 	(各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、図書館での閲覧に供したり、イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。
- ・ 平成26年経済センサス-基礎調査を正確かつ円滑に実施するため、26年度においては、各府省等、オフィスビルや商業施設を有する企業等に対し、協力依頼を行った。
- ・ 平成26年全国消費実態調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、マンション管理団体等に対し協力依頼を行った。
- ・ 平成26年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方公共団体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット配布、新聞広告ほか、新たにYouTube総務省チャンネル及び統計局チャンネルへの映像掲載やインターネット広告等、広く国民一般に向けての広報を行った。【以上4事項総務省】
- ・ 人口動態調査でかたり調査の通報があり、国民の信頼を確保するため、迅速かつ十分に事実関係を調査した上で、厚生労働省ホームページに注意喚起を掲載した。【厚生労働省】
- ・ 平成26年12月に当省の「消費者の部屋」において、統計調査に対する理解と協力の啓発を図るため、農林水産統計の役割や「統計で見る農林水産業」のパネル展示を行った。【農林水産省】
- ・ 平成26年5月から6月にかけて、地方公共団体から出された非協力者への対応に係る意見について、地方公共団体と情報共有を行った。その上で、当該意見の内容について、各府省とも情報共有を行った。
- ・ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく各府省の取組のフォローアップ結果について、情報共有を行った。
- ・ 教員を対象とした「統計指導者講習会」において、統計教育の実践方法等に関する班別討議、公的統計を活用した実践事例（実践講習）など、研修内容を充実した。また、青森県、岐阜県、福井県及び鹿児島県において統計指導者講習会等を開催して、研修参加機会の拡大を図った。
- ・ 上記講習会等の開催に当たっては、文部科学省の協力を得て、教育関係者の参加を促すとともに、教育関係部局と都道府県統計主管課の連携を要請した。
- ・ 統計研修所は、8月に教員、教育関係者向けの研修を企画・実施する職員などを対象として、統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けコース」を新たに実施（受講者数35名）。平成27年度は、26年度の実施を踏まえ、研修内容の充実を図り実施する予定。
- ・ 地方公共団体が統計教育の推進に当たって必要とする支援を把握するため、「統計教育等に関する意見交換会」（岐阜県を始め6府県が参加）を実施し、小中学校への「出前授業」等の先進的取組を共有した。【総務省】
- ・ 「一般用ミクロデータ（仮称）」の作成については、独立行政法人統計センターが利用者アンケートにより、利用者ニーズの把握を行った。また、総務省統計局と独立行政法人統計センターの間で「調査票情報等の提供の在り方の見直しに関するP T」を設置し、作成及び提供に向けた検討を行った。
- ・ 各府省の調査研究結果について、平成26年12月に開設した「各府省統計研究情報フォーラム」（政府共通インフォメーションボード）への掲載やリソース確保等WGにおける説明を通じて共有・蓄積を行った。
- ・ 調査票情報等は、各府省において適切に管理している。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 調査票情報等の提供及び活用	○ オーダーメード集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンライン利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。	内閣府（統計委員会）、総務省	平成26年度から検討する。
	○ 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、各府省の協力を得て、統計データ登録の促進を図る。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 政府統計共同利用システムの e - S t a t による情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、A P I 機能の提供や統計G I Sの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
5 国際協力及び国際貢献の推進	【計画本文記載事項】 ○ 国際会議等への積極的な参画など、国際協力の推進を図る。 ○ J I C A等と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受け入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努める。	(各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- オーダーメード集計の利用条件の緩和については、民間企業へのヒアリングや「統計データの二次的利用促進に関する研究会」等において意見を聴取し検討を行い、基本的な方向性（利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す。）を定めた。当該基本的な方向性に従い、具体的な利用条件について更に検討を進めている。

オンデマンド集計については、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る研究を、一般用ミクロデータ（仮称）の作成及び提供に関する研究と一体的に行うこととし、検討を進めている。

平成26年度において、国の行政機関及び日本銀行がオーダーメード集計の提供対象とした統計調査は、26調査（239年次分）であり、25年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、36年次分のデータが追加された。

- セキュリティ確保に万全を期すとともに、多様なデータの利用など利用者の利便性を図りつつ、施設の運用・管理、審査の効率化のため、「リモートアクセスを活用したオンライン利用」の仕組みを構築することとし、平成28年度中の運用開始に向けたスケジュールや施設の在り方に関する課題と対応について整理した。

- 平成26年度において、国の行政機関が匿名データの提供対象とした統計調査は、7調査（41年次分）であり、25年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、1年次分のデータが追加された。

また、社会生活基本調査（総務省）の調査票B（平成13年及び18年）及び国民生活基礎調査（厚生労働省）（平成10年及び22年）に係る匿名データの作成について、統計委員会において審議され、いずれも調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた（これらの匿名データについては平成27年度中の提供開始を予定している。）。

- 平成26年度は、統計委員会匿名データ部会の構成員において、諮問及び部会審議の必要性、部会審議の効率化のための工夫について意見交換を行った。27年度中に手続の簡素化に関する方針を取りまとめる予定。

- 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、「調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎」となるための窓口機能、研究助言機能、秘匿審査機能等が重要となるため、関連する「リモートアクセスを活用したオンライン利用」の検討の進展を踏まえ、今後、具体化を進める。

- 統計情報データベースに統計データが登録されていない国民経済計算や産業連関表等の基幹統計について、最初の登録作業を政府統計共同利用システム側（独立行政法人統計センター）で平成27年度から代行することとした。これにより今後は、各府省が当該基幹統計について作成する新規の統計データを容易に登録できるようになる。

- 統計データの高度利用のため、A P I 機能を平成26年10月31日からe-S t a t上に付加し、また、試行段階での利用者からの意見等を反映し、27年1月30日から開発ガイドや開発サンプル、FAQ等をサイトに追加提供し、利用者の利便性向上を図った。統計G I Sの充実については、平成27年1月20日からe-S t a t上の統計G I Sに「地図による小地域分析（j S T A T M A P）」を追加して機能を強化し、タブレット版の提供も開始した。

今後は、更に利用しやすくして統計データの利用を拡大することを目的に、データの公開レベルを向上させる取組み（L O D形式での提供等）について、検討を進めることとしている。

- 8府省から延べ112人の職員が51の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。
- 5府省が、20の国際機関・国等にのべ20人の職員を派遣したほか、21の国際機関・国等から延べ43人の研修生等を受け入れた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 国際協力及び国際貢献の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省と連携して、国際機関に対する我が国の統計情報の提供状況を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関に対する統計情報の提供の充実に努める。 	総務省	平成26年度から実施する。
第4 1 施策の効果的かつ効率的な実施	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計基本計画推進会議を通じた府省間の連携を一層推進するとともに、第Ⅱ期基本計画に掲げた施策に応じて推進体制を再構築し、政府一体となった取組を促進する。 ○ これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。 ○ 統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したものからの対応状況を計画的にフォローアップする。また、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会の審議に活用する。 ○ 統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題に関する研究や日本学術会議及び関連学会連携強化方策について検討し、取組の推進を図る。 	(各府省) (内閣府) (内閣府)	
2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種法定計画等における統計の整備及び当該分野における各種施策との整合性に留意するなど、政策の信頼性及び客觀性の確保に資するよう取組を推進する。 ○ 国民に対し的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。 	(各府省) (各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 平成26年4月及び11月に「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催して具体的な方法について検討を行い、総務省（政策統括官）が各府省から国際機関への情報提供実績の報告を受けた上で取りまとめ、関係府省間で共有する仕組みを構築し、国際機関に対する統計情報の提供の充実を図った。
- オンライン調査について政府一体となった取組を推進するため、平成26年4月に「オンライン調査推進会議」を設置した。また、平成26年6月及び平成27年3月に、公的統計基本計画推進会議を開催し、基本計画の取組状況に関する府省間の情報共有を行った。
- 基本計画部会において、確認の対象となる20の未諮問基幹統計について4年間の審議計画を作成し、そのうち平成26年度は以下の通り5統計を確認し、3月に審議結果報告書を取りまとめた。
 - 26年12月8日（月）家計統計について確認。
 - 27年1月29日（木）人口動態統計及び地方公務員給与実態統計について確認。
 - 27年2月19日（木）民間給与実態統計及び木材統計について確認。
家計統計及び地方公務員給与実態統計について補足的な確認。
 - 27年3月31日（火）審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）を決定。
- 26年8月25日（月）鉄道車両等生産動態統計調査の実施現場（鉄道車両を生産している事業所）を視察し、担当者と意見交換。3委員及び1専門委員が参加した。
26年9月10日（水）統計委員会で参加委員の代表から実施結果を報告し、今後の委員会審議に活用することとした。
- 27年2月23日（月）総務省が実施する「登録調査員中央研修」を視察し、統計調査員と意見交換。4委員が参加した。
27年3月23日（月）基本計画部会で参加委員の代表から実施結果を報告し、今後の委員会審議に活用することとした。
- 平成26年度は公的統計におけるビッグ・データの活用に関する調査研究（委託研究）を行い、27年3月、調査報告書を取りまとめた。

- 「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」について、担当者が、地方公共団体及び大学等において調査の概要について講義を実施。また、講義後の質疑応答を通じて各ステークホルダー（自治体職員・研究者・NPO関係者・市民）からの意見・ニーズを把握。【内閣府】
- 作成した業務統計について、警察庁ホームページで公表している。【警察庁】
- 統計データのトピックを、時節にちなんで紹介する「統計トピックス」、社会・経済の話題になっているデータについて分かりやすく解説した「話題の数字」など、身近かつ有用なテーマについて、統計情報を提供し、統計に関する国民の理解と協力の向上に取り組んだ。【総務省】
- 文部科学省では、基幹統計調査である「学校基本調査」の調査規則を改正する際、意見公募手続を実施した。【文部科学省】
- 統計調査結果については、集計表のほか、国民に分かりやすく伝えるため、図やグラフ等を利用して調査結果のポイントをまとめた概況を作成し、厚生労働省ホームページに掲載している。
また、国民の声等により国民の意見やニーズの把握を行っている。【厚生労働省】
- 平成22年度より、ホームページにおいて統計情報の要望欄を設け、国民の意見やニーズの把握に努めている。引き続き国民の意見等を的確に把握していく予定。【農林水産省】

【資料編】

資料1 統計法の概要

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計の品質を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメード集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雜則（第52条～第56条）

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則（第57条～第62条）

- ・ 行政機関が行う統計調査秘密漏えい等に関する罰則や統計調査事務の受託者に対する罰則

「公的統計の整備に関する基本計画」概要

資料2

1 公的統計基本計画とは

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：各府省が必要な統計を作成する「分散型統計機構」の下、公的統計の整備に関する目標や具体的な取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進
- ◆期間：おおむね5年間
- ◆策定手続：総務大臣は、基本計画の作成又は変更に当たり、統計委員会の意見を聴き、国民の意見を反映させるための措置を講じた上で、閣議決定を求める。
- ◆フォローアップ：毎年、総務大臣が推進状況を取りまとめて公表。統計委員会が推進状況を評価

2 公的統計基本計画の変更

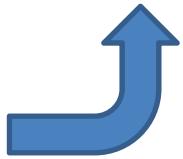
- ◆現行の第Ⅰ期基本計画（平成21年3月閣議決定）は、平成25年度末をもって計画期間が終了
- ◆統計をめぐる社会経済情勢の変化、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅱ期基本計画（平成26年4月から約5年間）を策定

平成25年5月17日	総務大臣から平成24年度の第Ⅰ期基本計画の推進状況を統計委員会に報告
10月9日	統計委員会から第Ⅱ期基本計画に関する基本的な考え方を総務大臣に提示
10月30日	総務大臣から第Ⅱ期基本計画案を統計委員会に諮問
10月31日～11月29日	国民に意見公募
平成26年1月31日	統計委員会から総務大臣に答申
3月25日	閣議決定

第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

統計の体系的整備・有用性の確保・向上



- ① 統計相互の整合性の確保・向上
- ② 國際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

2 公的統計の整備

(1) 経済関連統計

- 国内総生産(GDP)を計算する基準を国連の新基準(2008SNA)に対応【計画6頁、31頁】
(例: 現行基準では費用としてGDPに含まれていない研究開発費を、新基準では投資としてGDPに計上。
参考1参照)
- 経済構造統計(経済センサス)を中心にして経済統計の整備計画を再策定【7~8頁、33~34頁】
(例: 平成28年に予定している経済センサス・活動調査は調査環境の良い時期に実施。
また、経済センサスの実施に伴い、関連する経済統計調査の調査事項、実施時期、周期等を再検討)

(2) 人口・社会、労働関連統計

- 失業に関するILOの新基準を踏まえ、失業者の定義(求職活動期間を現行の1週間から1か月)の変更について、試験調査等を行った上で、時系列比較にも留意しつつ検討【15頁、40頁】
- 非正規雇用をより的確に捉える労働者区分の見直しに向けた取組【15頁、40頁】
(事業所・企業を対象とした統計調査)
現行(2区分) → 変更後(3区分)
 - 常用労働者
 - 臨時労働者
 - 無期雇用労働者
 - 有期雇用労働者
 - 日々・短期雇用労働者

第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

3 公的統計の整備に必要な事項

(1) 統計作成の効率化、報告者の負担軽減等

- 統計調査の母集団情報となる事業所母集団データベースの充実、蓄積された情報を活用した統計の作成 [16頁、41頁]
- オンライン調査の推進 [18~19頁、42頁]
(例：平成27年国勢調査におけるオンライン調査を前回の東京都から全国に拡大。
また、モバイル端末の普及状況を踏まえ、スマートフォンなどのオンライン報告手段の多角化に対応)
- 社会保障・税番号制度の統計への活用に関する検討・研究 [18頁、41~42頁]
- 大規模災害等の発生時の備えとして、課題の整理、対応方針の取りまとめ [21~22頁、43~44頁]

(2) 統計データの有効活用の推進等

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充などの統計データのオープン化の推進 [26~27頁、46頁]
- (API機能：政府の統計データを民間企業等のシステムが自動的に取得・更新。参考2参照)
(統計GIS：地理情報システム(GIS)の仕組みを活用し、統計データを背景地図とともに視覚化して提供するもの(地図で見る統計)。参考2参照)
- 政府が一般から委託を受けて統計を作成する(オーダーメード集計)場合の利用条件(学術研究の発展に限定)を緩和することを検討 [25~26頁、45~46頁]
- 統計分野における積極的な国際協力・国際貢献(発展途上国等からの研修生の受け入れ。参考3参照) [27~28頁、47頁]

4 基本計画の推進

- 府省間の連携を一層推進し、統計委員会におけるフローラップ等の取組の重点化 [29頁]
- 各種法定計画に基づく統計整備との整合性を確保しつつ取組を推進 [29~30頁]

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

基本計画(別表)に掲げられた事項	
府省横断的事項 各府省統計主管部局長等会議の下に検討会議等を設置し、政府一體的に取組	複数府省連携事項 中心となる府省を決定した上で、共同で検討の場を設けることなどにより関係府省が協力して取組
各府省個別事項 (適宜関係府省と連携) 担当府省が責任を持つて取組	<ul style="list-style-type: none">◆経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備（産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議）◆産業連閣表の作成方法の見直し（産業連閣部局長会議）等◆国民経済計算の推計手法の改善◆所管統計調査の改善等
	情報共有・調整

【公的統計基本計画推進会議】(平成21年4月23日設置)

（目的：基本計画に掲げられた施策の推進及び同計画の見直しに必要な政府部内の連絡、調整及び検討
構成員：各府省の部局長級）

資料4 オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は進捗状況

各府省	平成26年度中の検討状況又は進捗状況
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業行動に関するアンケート調査について、平成26年度からオンライン調査を導入した（郵送調査と併用）。なお、調査対象企業に対しては、オンライン調査の特徴や回答方法を分かりやすく説明したパンフレットを配布している。また、調査協力依頼の際にも、オンライン調査導入を案内するなど、オンライン調査への理解を促し、オンライン回収率の向上を図った。 ・ 機械受注統計調査について、オンライン未利用企業に対して、提出方法を分かりやすく説明した資料を送付し、紙面提出からの切替えを促すことにより、オンライン回収率の向上を図っている。 ・ 法人企業景気予測調査について、オンライン利用企業に対しては、提出方法を分かりやすく説明したパンフレットの作成や担当者変更時における利用方法の案内を丁寧に行うなど、紙面提出への切替えを防ぐ方策を講ずることにより、オンライン回収率の維持向上を図っている。 ・ 消費動向調査について、オンライン調査の導入に関して、郵送調査とオンライン調査との比較検討のための試験調査を実施し、課題を抽出した。 ・ 青少年のインターネット利用環境実態調査について、平成26年度から、回答方法にオンラインによる回答を加えるとともに、次年度に向けて調査方法の一層の改善に向けた検討を行った。 ・ 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査について、法人調査と市民調査双方において、オンライン調査を導入している。法人調査においては、法人から紙の調査票の送付依頼がある場合を除き、原則オンラインによる回答とすることにより、オンライン回収率の向上を図っている。市民調査においては、全体の回収率向上のためログイン情報とともに紙の調査票を送付しているが、「内閣府NPOホームページ」に調査や回答方法についての詳細と回答を入力するページへのリンクを掲載するとともに、その旨を調査協力依頼の際に周知することにより、オンライン回収率の向上を図っている。
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する統計調査の実施状況等を踏まえ、必要に応じ各統計調査におけるオンライン調査の推進について検討しており、平成26年度においては、以下のとおり、経済センサス・基礎調査及び全国消費実態調査について、オンライン回答の対象を拡大するなどの取組を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年国勢調査について、これまでの有識者会議や第1次・第2次の試験調査の結果を踏まえ、第3次試験調査を実施し、本番を想定した実査事務の地方自治体における習熟を兼ねた最終的な検証を行った。また、これまでの検討結果を踏まえ、オンライン調査の全国展開やオンライン調査を推進するためのいわゆる「オンライン調査先行方式」による調査手法の導入を盛り込んだ実施計画案を平成26年6月に統計委員会に諮問し、同年10月に答申を得た。 ・ 労働力調査について、オンライン調査導入の検討を行うため、電子調査票の開発経費を平成27年度予算に計上した。 ・ 家計調査について、記入者負担の軽減及び調査実施業務の効率化を図るために調査票の電子化に向けた検討を行っている。平成26年度においては、スマートフォンによるレシート読み取り機能等の実行可能性について調査研究を行った。 ・ 個人企業経済調査について、「個人企業経済統計研究会」において調査の見直しの検討と併せてオンライン調査の導入の検討を行った。なお、平成27年度においても、同研究会において引き続き検討を行う予定である。 ・ 平成26年経済センサス - 基礎調査について、前回（平成21年）調査において一部の事業所（支社数10以上の企業）を対象として導入したオンライン調査を、全ての事業所でオンライン回答が可能となるよう、本社等一括調査対象に加え、調査員調査の対象事業所までオンライン回答対象を拡大した。 ・ 平成28年経済センサス - 活動調査について、前回（平成24年）調査において複数事業所を有する企業を対象とする直轄調査のみに導入したオンライン調査については、単独事業所を対象とする調査員調査においてもオンライン回答が可能となるよう、平成28年調査の試験調査における調査員調査ではHTML形式の電子調査票を開発、導入した。試験調査を受けて、平成28年調査では全ての事業所、企業に対してオンライン調査を導入する予定である。併せて、オンライン回答を促すために各調査用品の文言の工夫を行い、オンライン回答を推進するための広報を重点的に展開することを検討している。 ・ 平成26年全国消費実態調査について、前回（平成21年）調査において一部の市区で実施したオンライン回答については、調査員等の審査事務を省力化すると同時に、調査員が調査票を見ることによる世帯の忌避感を軽減することができるようになることから、平成26年調査において全国に拡大して実施した。また、世帯の方々の回答のしやすさを向上させるため、平成21年調査においてPDF形式で作成された調査票について、平成26年調査ではHTML形式に
--	--

	<p>変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計消費状況調査について、平成27年1月調査開始世帯分から、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査（HTML形式）を導入した。 ・ サービス産業動向調査について、従来、オンライン回答を希望する調査客体のみに配布していたログイン情報を、平成25年11月以降全ての企業等に配布し、オンライン回答に係る手續を簡素化したことにより、企業等におけるオンライン回答率が大きく向上した。また、平成27年1月には全ての調査客体（企業等及び事業所）に対しログイン情報の配布を行った。 ・ 通信利用動向調査について、平成26年調査から、メール回答形式によるオンライン調査を実施した。また、平成27年調査での政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査の導入を目指して、予算要求を行った。 ・ 通信・放送業動態調査について、オンライン回答促進の観点から、平成27年7月期調査から、回答方法をオンライン調査に統一する取組を行うこととした。
財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人企業統計調査及び法人企業景気予測調査について、本省及び財務局等職員によるオンラインの協力依頼を継続的に実施している。特に、オンライン利用企業に対しては、提出方法を分かりやすく説明したパンフレットの作成や担当者変更時における利用方法の案内を丁寧に行うなど、紙面提出への切替えを防ぐ方策を講ずることにより、オンライン回収率の維持向上を図っている。また、電子調査票に利用しているExcelの最新バージョンに対応するため、予算要求を行った結果、平成27年度中にシステム改修をすることになった。 ・ 民間給与実態統計調査について、平成26年度実施調査（平成26年分調査）において、特定の階層の事業所に対しオンライン回答へ誘導する電子媒体（CD-ROM）を送付し、どの程度オンライン回答率に影響するか等、その効果を検証して平成27年度実施調査（平成27年分調査）における拡大の検討を行う。 ・ 医療状況実態統計調査について、オンライン調査を実施していないものの、各共済組合でレセプト情報管理システムを本格導入したことから、平成25年度調査から電子化可能なデータについては、一部電子化を行っている。 ・ 年金受給者実態調査については、無作為に抽出された受給者個人を対象としており、調査対象者に高齢者等が多数含まれていることから、オンライン調査にはなじまないと考える。

文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 子供の学習費調査について、平成26年度調査からオンライン調査を一部導入するとともに、次回調査に向けてオンライン回答率の向上方策を検討するため、調査客体に対するアンケート調査を行った。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 患者調査等4調査について、新たにオンライン調査を導入した。また、所管統計調査のオンライン調査の促進のため、経由機関、関係団体へのオンライン調査実施の協力要請や調査客体への配付資料等においてオンライン調査の利用を促進するなどの取組を行った。 医療施設静態調査について、オンラインによる回収率の向上を図るため、一般診療所において試行的にオンライン調査を実施するとともに、前回もオンライン調査を実施した病院において電子調査票のチェック機能等を充実させた。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度において、3調査（6次産業化総合調査、食品流通段階別価格形成調査及び食品産業企業設備投資動向調査）について新たにオンライン調査を行った。 オンライン調査の回収率の向上方策について、これまで調査対象へ事前にオンライン回答の有無を確認してオンラインのログイン情報を配布する手法を、全ての調査対象にログイン情報を配布する手法に変更したところ、オンラインによる回収率の向上がみられた。
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 所管統計調査のオンライン調査の促進のため、オンライン調査を未導入の場合は、調査の企画時においてオンライン調査の導入についても検討を行った。
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 所管統計調査に係るオンライン調査の促進のため、報告者に対して記入要領等でオンライン調査が可能な旨を案内するなど、オンラインによる回収率向上のための取組を行った。 事業所を対象とする月次の統計調査において、オンライン調査による効果が特に高くなることが期待されることから、電子メールを用いての調査報告など簡便な手法を取り入れる取組を行うとともに、次年度に向けてもオンラインによる回収率向上のため、費用対効果を勘案した手法などの検討を行う。
環境省	<ul style="list-style-type: none"> オンライン調査を導入している統計調査は、オンライン回答率向上のため、調査票等においてオンラインでの回答が可能な旨を周知している。
人事院	<ul style="list-style-type: none"> 所管統計調査のオンライン調査の促進のため、政府統計共同利用システムの活用等について、技術面、経費面、調査実施スケジュール及び回答率の維持の観点から検討を行った。

資料5 統計職員等の人才の育成・確保の状況

府省名	内閣府	総務省	財務省	文部科学省	
統計部局における学等と 別途支給の実績(相手先) 別途運営者数、受入者数等)	〔受入〕 ・日本銀行(3人)	〔受入〕 ・大学等(1人)	無	〔受入〕 ・大学(1人)	
統計部局の主催する統計関 係の研究会等(学会、懇談 会等を含む)への外部有識 者の活用実績	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委 員又は専門委員) ⇒ 10人(6人) 3 上記のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 1人、 無	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 10 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委 員又は専門委員) ⇒ 40人(6人) 3 上記のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 11人、 無	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委 員又は専門委員) ⇒ 11人(1人) 3 上記のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 0人、 無	無	
統計部局職員による学会の 参画実績(参加者数/発 表論文数)	無	【大会等参加実績】 ・日本人口学会第66回大会(10人) ・経済統計学会(1人) ・2014年度統計開拓学会(5人) ・情報処理学会(2人) ・第23回地理情報システム学会(2人) 【論文発表実績】 ・日本人口学会第66回大会(2本) ・経済統計学会(1本) ・2014年度統計開拓学会連合大会(2本)	【大会等参加実績】 ・日本人口学会第66回大会(10人) ・経済統計学会(1人) ・2014年度統計開拓学会(5人) ・情報処理学会(2人)	【大会等参加実績】 ・日本人口学会第66回大会(10人) ・経済統計学会(1人) ・2014年度統計開拓学会連合大会(2本)	無
統計部局職員による留学制 度や自己啓発等休業制度の 活用による大学及び大学院 の講義等の活用実績	無	【自己啓発等休業制度】 ・大学院(1人)	無	無	
研修・セミナー等の実施状況	〔国内研修〕 ・計量経済分析入門 ・統計入門講程(93SNA)入門 ・Statistical Analysis(1) ・統計専門・応用課程(244人) ・特別コース(244人) ・地域別統計セミナー(22人) ※延べ受講者数: 1,320人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 104人	〔国内研修〕 ・統計入門講程(15人) ・統計基礎講程(118人) ・統計専門・応用課程(244人) ・特別コース(244人) ・地域別統計セミナー(22人) ※延べ受講者数: 1,320人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 104人	〔国内研修〕 ・統計入門講程(15人) ・統計基礎講程(118人) ・統計専門・応用課程(244人) ・特別コース(244人) ・地域別統計セミナー(22人) ※延べ受講者数: 1,320人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 104人	〔国内研修〕 ・統計入門講程(5人) ・統計基礎講程(2人) ・統計専門・応用課程(3人) ・特別コース(1人)	
統計部局における研修受 講実績	〔研修受講〕 ・SNA統計研修(研修所直轄・招聘) ※延べ受講者数: 177人、国内170人、外国人7人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数: 10人	〔研修受講〕 ・統計入門講程(1人) ・統計専門・応用課程(1人) ・特別コース(2人)	〔研修受講〕 ・本科(9人) ・統計入門講程(55人) ・統計基礎講程(10人) ・統計専門・応用課程(20人) ・特別コース(7人)	〔研修受講〕 ・本科(1人) ・統計入門講程(32人) ・統計基礎講程(9人) ・統計専門・応用課程(3人)	
その他、統計部局職員として の人材育成に関する取組	無	無	無	統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に 関連項目を設定	

府省名	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
統計部局における学術等と の人事交流の実績(相手先 の別途登録者数、受入者数等)	無	[派遣] ・大学(2人)	[派遣] ・日本銀行(1人) [受け] ・日本銀行(1人)	無	無
統計部局の主催する統計開 催の研究会等(接待会、懇談 会等を含む)への外部有識 者の活用実績	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 6 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委 員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 132人(10人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 36人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委 員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 41人(0人)平成26年度新規参加者の数 ⇒ 3人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 8 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委 員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 29人(2人) 3 上記2のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 0人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 8 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委 員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 71人(2人) 3 上記2のうち平成26年度新規参加者の数 ⇒ 53人	無
統計部局職員による学会の 大会等への参加額、論文 の発表実績(参加者数／発 表論文数)	[大会等参加実績] ・2014年度新規開催学会(4人) ・公的統計のシロデータ等を用いた研究の新展開(1人)	無	[大会等参加実績] ・第25回東太平洋産業連携分析学会(1人)	無	無
統計部局職員による留学制 度や自己啓発等休業制度の 活用による大学及び大学院 の講義等の活用実績	無	無	無	無	無
統計部局における研修課 題セミナー等の実施状況	[研修・セミナー等の実施状況] ・統計基礎コース(35人) ・統計実務コース(11人) ・統計倫理倫理コース(12人) ・統計活用コース(15人) ・通直企画する研修(67人)	[農林水産統計事門職員研修(統計調査実務コース)(基 本)] ・農林水産統計事門職員研修(統計調査実務コース)(応 用) ・農林水産統計事門職員管理職者コース ・農林水産統計事門職員意識路参研修 ・農林水産統計事門職員通信研修	[統計基礎コース(35人)] ・統計基礎コース(11人) ・統計倫理倫理コース(12人) ・統計活用コース(15人) ・通直企画する研修(67人)	[統計による産業運営分析 ・政策で使えるマクロ経済分析基礎 ・統計基礎 ・政策で使えるマクロ経済分析基礎 ・統計分析基礎 ・企業分析用 ・就工業指標 ・産業運営 ・経済・産業分析短期集中 等 ※延べ受講者数:351人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人數:11人	[統計による産業運営分析 ・政策で使えるマクロ経済分析基礎 ・統計基礎 ・政策で使えるマクロ経済分析基礎 ・統計分析基礎 ・就工業指標 ・産業運営 ・経済・産業分析短期集中 等 ※延べ受講者数:351人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人數:22人
統計有能研修所の研修受 講実績	[統計専門応用課程(1人)]	[本科(1人) ・統計入門課程(7人) ・統計基礎課程(1人) ・統計専門・応用課程(2人)]	[統計入門課程(1人)]	[統計入門課程(1人)]	無
その他、統計部局職員として の人材育成に関する取組	[国連アジア太平洋統計研修所(MDGs指標に係る統計の 作成能力の向上コース)に講師として職員来日時に説明を実施 ・アフカニスタン統計局の職員来日時に説明を実施	無	[国連アジア太平洋統計研修所(MDGs指標に係る統計の 作成能力の向上コース)に講師として職員が参加(1人) ・財務省主催の陸海空調査事務研修(産業運営分析につい て、生産統計の見方について)に講師を派遣(3人)]	無	無

(注)掲載していない省等においては、特段の取組を行っていない。

資料6 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成26年度に実施した統計調査に係る事務については、228統計調査中190統計調査(全体の83.3%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況 (平成26年度)

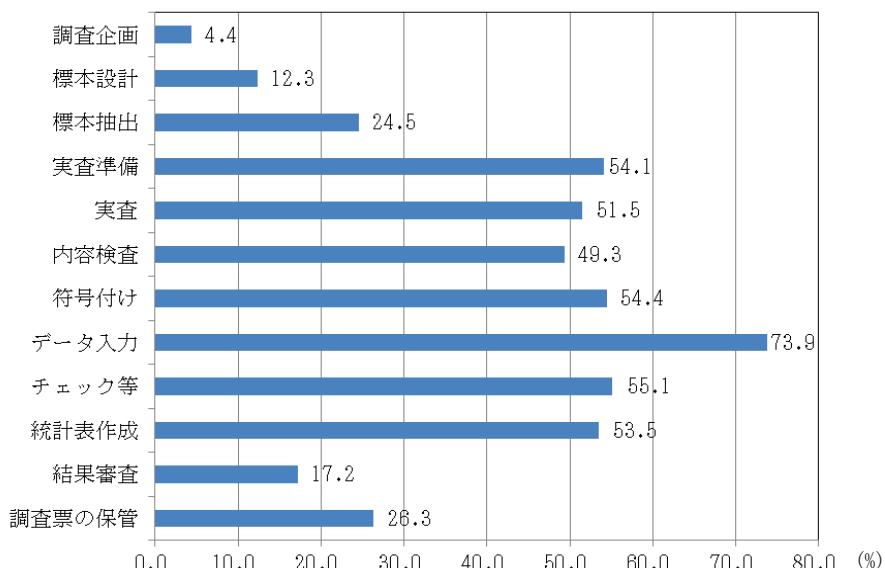
			統計事務の種類別件数												全統計調査件数 (注2)
			調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査	件数	228	162	159	222	227	225	79	218	227	228	227	224	228
	うち民間委託を実施しているものの(参考)	件数	10	20	39	120	117	111	43	161	125	122	39	59	190
		(割合(%))	(4.4)	(12.3)	(24.5)	(54.1)	(51.5)	(49.3)	(54.4)	(73.9)	(55.1)	(53.5)	(17.2)	(26.3)	(83.3)
	うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	件数	0	0	2	1	2	8	9	15	20	20	12	15	26
うち地方支分部局	当該事務が存在する統計調査	件数	1	1	21	23	38	34	5	22	21	2	11	22	40
	うち民間委託を実施しているもの	件数	0	0	0	1	1	1	1	3	2	0	0	0	4

注1) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成26年度に実施された統計調査の総件数である。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成26年度）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査	うち民間委託を実施しているもの	(参考) うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	統計調査	うち民間委託を実施しているもの
内閣府	11	10	0	1	0
総務省	17	16	12	0	0
財務省	6	5	2	4	0
文部科学省	14	9	0	0	0
厚生労働省	62	56	4	5	0
農林水産省	34	26	0	21	2
経済産業省	40	34	2	2	0
国土交通省	35	27	4	7	2
環境省	5	5	0	0	0
人事院	4	2	2	0	0
合計	228	190	26	40	4

注) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

資料7 基幹統計調査の承認一覧

(平成26年度)

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	小売物価統計調査	平成26年7月15日
	国勢調査	平成26年10月23日
文部科学省	社会教育調査	平成26年7月15日
	学校基本調査	平成26年7月30日
	社会教育調査	平成27年2月10日
厚生労働省	医療施設調査	平成26年4月1日
	患者調査	平成26年4月1日
	薬事工業生産動態統計調査	平成26年9月17日
	賃金構造基本統計調査	平成27年3月3日
	医療施設調査	平成27年3月26日
農林水産省	作物統計調査	平成26年5月30日
	農業経営統計調査	平成26年5月30日
	作物統計調査	平成27年2月18日
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	平成26年4月30日
	商業動態統計調査	平成26年7月10日
	経済産業省生産動態統計調査	平成26年7月17日
	商業動態統計調査	平成26年9月25日
	特定サービス産業実態調査	平成26年12月3日
	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	平成27年3月27日
国土交通省	港湾調査	平成26年7月15日
	鉄道車両等生産動態統計調査	平成26年11月11日
	自動車輸送統計調査	平成26年12月15日
	内航船舶輸送統計調査	平成26年12月15日
	建設工事統計調査	平成27年1月15日

注) 本表は、法第9条又は第11条の規定に基づき平成26年度に総務大臣に申請された基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料8 統計委員会における諮問・答申実績

(平成26年度)

諮問名	諮問者	諮問日	答申日
商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について	総務大臣	(平成26年 3月24日)	平成26年 6月16日
学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について	総務大臣	平成26年 5月12日	平成26年 7月14日
港湾調査の変更について	総務大臣	平成26年 5月12日	平成26年 7月14日
国勢調査の変更について	総務大臣	平成26年 6月16日	平成26年 10月20日
鉄道車両等生産動態統計調査の変更について	総務大臣	平成26年 7月30日	平成26年 10月20日
国民経済計算の作成基準の変更について	内閣総理 大臣	平成26年 9月10日	平成27年 3月23日
薬事工業生産動態統計の指定の変更について	総務大臣	平成26年 9月10日	平成26年 9月10日
社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について	総務大臣	平成26年 9月10日	平成26年 11月17日
社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について	総務大臣	平成26年 10月20日	平成27年 1月29日
内航船舶輸送統計調査の変更について	総務大臣	平成26年 10月20日	平成26年 12月8日
疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について	総務大臣	平成26年 11月17日	平成26年 12月8日
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	厚生労働 大臣	平成26年 12月8日	平成27年 1月29日
経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について	総務大臣	平成27年 2月19日	平成27年 3月23日
経済センサス・活動調査の変更について	総務大臣	平成27年 3月23日	審議中

注) 本表は、平成26年度に統計委員会において行われた諮問又は答申の実績についてまとめたものである。

資料9 基幹統計調査の年度別承認件数

(平成22～26年度)

府省名	平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度	平成 23年度	平成 22年度
総務省	2	3	4*	5*	3*
財務省	0	0	1	2	1
文部科学省	3(2)	0	2	3	4
厚生労働省	5(2)	2	1	8(6)	3
農林水産省	3(2)	1	3	9(6)	0
経済産業省	6(2)	4	5*	2*	7(4)*
国土交通省	5	1	1	1	0
合計	24(4)	11	16	29(6)	17(2)

注1) () 内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査（平成22、23、24年度は経済センサス - 活動調査）。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

資料10 基幹統計の公表までの期間

経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (平成25、26年度)

府省名	公表を行った件数 (件)		公表までの平均期間 (日)	
	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度
総務省	5	5	42	44
財務省	2	2	65	60
文部科学省	2	2	85	85
厚生労働省	6	6	93	90
農林水産省	5	5	42	41
経済産業省	8	7	106	72
国土交通省	8	8	37	34
合計/全体平均	36	35	67	58

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算（内閣府）、産業連関表（内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。

周期調査により作成された基幹統計の公表までの期間 (平成26年度)

府省名	基幹統計調査の名称	調査の周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査との差
総務省	住宅・土地統計調査	5年	278日 (H26. 7公表)	286日 (H21. 7公表)	-8日
文部科学省	学校教員統計調査	3年	230日 (H26. 7公表)	230日 (H23. 7公表)	0日
農林水産省	2013年漁業センサス	5年	210日 (H26. 8公表)	284日 (H21. 8公表)	-74日
国土交通省	法人土地・建物基本調査	5年	413日 (H26. 10公表)	392日 (H21. 11公表)	+21日

注) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

資料11 一般統計調査の承認一覧

(平成26年度)

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
内閣府	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成26年 6月18日
	男女間における暴力に関する調査	平成26年 6月19日
	地方公共団体消費状況等調査	平成26年 6月30日
	特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査	平成26年 7月23日
総務省	家計消費状況調査	平成26年 4月14日
	サービス産業動向調査	平成26年 5月12日
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	平成26年 8月 5日
	食育の推進に関するアンケート調査	平成26年 8月20日
	通信利用動向調査	平成26年11月20日
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	平成27年 1月30日
	通信・放送産業動態調査	平成27年 3月 6日
文部科学省	大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	平成27年 3月25日
厚生労働省	就労条件総合調査	平成26年 5月30日
	就業形態の多様化に関する総合実態調査	平成26年 7月10日
	労働経済動向調査	平成26年 7月10日
	国民健康・栄養調査	平成26年 7月14日
	家内労働等実態調査	平成26年 8月 1日
	地域児童福祉事業等調査	平成26年 8月20日
	能力開発基本調査	平成26年 8月20日
	雇用均等基本調査	平成26年 8月27日
	21世紀出生児縦断調査	平成26年 8月27日
	労働安全衛生調査	平成26年 9月 4日
	在宅歯科医療に関する調査	平成26年 9月30日
	医薬品・医療機器産業実態調査	平成26年10月 1日
	雇用均等基本調査	平成26年10月 3日
	無医地区等調査	平成26年10月27日
	無歯科医地区等調査	平成26年10月27日
	在宅歯科医療に関する調査	平成26年11月12日
	歯科技工料調査	平成26年11月13日
	雇用動向調査	平成26年12月 1日
	社会福祉施設等調査	平成27年 2月 3日
	特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査	平成27年 2月 5日
	民間人材ビジネス実態把握調査	平成27年 2月24日
	労使関係総合調査	平成27年 3月 6日
	社会保障・人口問題基本調査	平成27年 3月13日
	介護サービス施設・事業所調査	平成27年 3月30日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
農林水産省	食品ロス統計調査	平成26年4月23日
	漁業就業動向調査	平成26年7月24日
	水産物流通調査	平成26年10月6日
	食品産業企業設備投資動向調査	平成26年10月9日
	新規就農者調査	平成27年1月22日
経済産業省	経済産業省企業金融調査	平成26年4月4日
	純粋持株会社実態調査	平成26年5月9日
	特定サービス産業動態統計調査	平成26年7月17日
	情報処理実態調査	平成26年10月23日
	特定サービス産業動態統計調査	平成27年1月22日
	エネルギー消費統計調査	平成27年3月3日
	純粋持株会社実態調査	平成27年3月12日
	工場立地動向調査	平成27年3月31日
国土交通省	バルク貨物流動調査	平成26年7月8日
	民間住宅ローンの実態に関する調査	平成26年7月8日
	建設業構造実態調査	平成26年9月12日
	空家実態調査	平成26年10月23日
	訪日外国人消費動向調査	平成26年12月3日
	水害統計調査	平成27年1月15日
	宿泊旅行統計調査	平成27年3月2日
	土地動態調査	平成27年3月3日
環境省	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	平成26年5月29日
人事院	退職公務員生活状況調査	平成26年6月19日
	民間企業の勤務条件制度等調査	平成26年8月27日
	職種別民間給与実態調査	平成27年3月27日
総務省・ 経済産業省	経済センサス - 活動調査 試験調査	平成26年6月18日

注1) 本表は、法第19条又は第21条の規定に基づき平成26年度に総務大臣に申請された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

注2) 周期的に行われる調査については、調査名に「平成〇年」を付して申請されている場合についても、「平成〇年」を除いた名称で掲載している。

資料 12 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 22~26 年度)

府省名	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
内閣府	4	5	5	4	5
総務省	8(1)	6	8(1)	3	6
法務省	0	0	0	1	0
財務省	0	1	0	1	3
文部科学省	1	4	3(1)	1	5
厚生労働省	24	28	22(1)	28	31
農林水産省	5	6	9	7	15(1)
経済産業省	9(1)	9	9(1)	4	13(2)
国土交通省	8	9	11	6	20(1)
環境省	1	1	4	3	5
人事院	3	3	3	1	4
合計	62(1)	72	72(2)	59	105(2)

注 1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。
 共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 2) 平成26年度においては、複数回承認されている場合それぞれ 1 件と計上している。

資料13 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間 （平成26年度）

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
内閣府	10(1)	69
総務省	5(1)	58
財務省	4(1)	199
文部科学省	11(1)	188
厚生労働省	35(1)	219
農林水産省	27(1)	92
経済産業省	27(2)	80
国土交通省	20	121
環境省	3	172
人事院	2	185
合計/全体平均	144(4) <141(4)>	135 <129>

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの一般統計調査において、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) ()内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の結果の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の結果の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注4) 表中< >内は、平成25年度における実績。

一般統計調査（周期調査）の結果の公表までの期間 (平成26年度)

府省名	一般統計調査の名称	調査の周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査との差
内閣府	男女間における暴力に関する調査	不定期	92日 (H27. 3公表)	124日 (H24. 4公表)	-32日
文部科学省	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	5年	311日 (H26. 11公表)	266日 (H21. 9公表)	+45日
厚生労働省	家内労働等実態調査	3年	110日 (H27. 3公表)	84日 (H24. 3公表)	+26日
	子どもを守る地域ネットワーク等調査	5年	411日 (H27. 3公表)	-	-
	若年者雇用実態調査	不定期	299日 (H26. 9公表)	276日 (H22. 9公表)	+23日
	児童養護施設入所児童等調査	5年	648日 (H27. 1公表)	430日 (H21. 7公表)	+218日
	障害者雇用実態調査	5年	363日 (H26. 12公表)	303日 (H21. 11公表)	+60日
	地域児童福祉事業等調査	3年	734日 (H26. 12公表)	834日 (H24. 7公表)	-100日
	労務費率調査	3年	189日 (H26. 12公表)	136日 (H23. 12公表)	+53日
	介護事業実態調査	3年	168日 (H26. 10公表)	160日 (H23. 10公表)	+8日
	社会保障・人口問題基本調査	5年	373日 (H26. 8公表)	669日 (H22. 5公表)	-296日
	障害福祉サービス等経営実態調査	3年	122日 (H26. 10公表)	103日 (H23. 11公表)	+19日
	労働安全衛生調査	5年	304日 (H26. 9公表)	-	-
農林水産省	地域特産野菜生産状況調査	2年	192日 (H26. 6公表)	264日 (H25. 4公表)	-72日
	都道府県知事認可の漁業協同組合の職員に関する一斉調査	2年	300日 (H26. 6公表)	300日 (H24. 7公表)	0日
	林業経営統計調査	5年	331日 (H27. 3公表)	239日 (H21. 12公表)	+92日
経済産業省	平成23年産業連関構造調査 (商業マージン調査)	5年	365日 (H26. 10公表)	-	-
	平成23年産業連関構造調査 (輸入品需要先調査)	5年	365日 (H26. 10公表)	-	-
	石油設備調査	2年	105日 (H26. 9公表)	106日 (H24. 9公表)	-1日

府省名	一般統計調査の名称	調査の周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査との差
国土交通省	建設資材・労働力需要実態調査	2年	271日 (H26. 9公表)	49日 (H23. 11公表)	+222日
	航空貨物動態調査	2年	199日 (H26. 7公表)	133日 (H24. 3公表)	+66日
	航空旅客動態調査	2年	206日 (H26. 7公表)	121日 (H24. 3公表)	+85日
	国際航空貨物動態調査	2年	199日 (H26. 7公表)	133日 (H24. 3公表)	+66日
	船員労働統計母集団調査	5年	243日 (H26. 4公表)	—	—
	全国輸出入コンテナ貨物流動調査	5年	143日 (H26. 6公表)	84日 (H21. 3公表)	+59日
	内航船舶輸送統計母集団調査	5年	274日 (H26. 8公表)	—	—
	物質流動調査	10年	353日 (H26. 11公表)	579日 (H17. 9公表)	-226日
	マンション総合調査	5年	82日 (H26. 4公表)	141日 (H21. 4公表)	-59日
環境省	水質汚濁物質排出量総合調査	2年	484日 (H27. 3公表)	151日 (H24. 3公表)	+333日
人事院	退職公務員生活状況調査	不定期	202日 (H27. 3公表)	187日 (H23. 3公表)	+15日

注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

注2) 一般統計調査(周期調査)のうち、調査の周期が1回限りとなっている調査及び行政記録情報等と組み合わせて結果表章を行っている調査（国際比較プログラムに関する小売物価調査）については、記載していない。

資料14 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成26年度)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
北海道			1	1	滋賀県	2	2	14	
青森県	3	2	15	1	京都府	3	1	4	
岩手県	2	5	7		大阪府	8	9	15	
宮城県	1	3	3		兵庫県	2	2	5	
秋田県	1		5		奈良県	2	4	10	
山形県			11		和歌山県		2	2	
福島県		1	18		鳥取県	17	2	25	
茨城県	1	1	8		島根県		4	8	
栃木県	6	6	17		岡山県			3	
群馬県	1	2	4		広島県		3	6	
埼玉県	2	3	11		山口県		3	7	
千葉県	4		20		徳島県		1	6	
東京都	11	11	43	1	香川県	2		7	
神奈川県		1	9		愛媛県			1	
新潟県		6	21		高知県		1	8	
富山県			2		福岡県		1	7	
石川県	5		13		佐賀県	3	1	6	1
福井県	2	1	11		長崎県				
山梨県	1	2	7		熊本県		1	1	
長野県	2	4	12		大分県			5	
岐阜県	2		8		宮崎県	3	2	12	
静岡県	4	1	9		鹿児島県	1	1	11	
愛知県	5	5	15		沖縄県			9	
三重県		1	9		合計	96	95	451	4

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件数の外数である。

資料15 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成26年度)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
札幌市					京都市	1		1	
仙台市	1		3		大阪市	1	3		
さいたま市	2		2		堺市	1	2	1	
千葉市					神戸市	8	5	13	
横浜市					岡山市				
川崎市					広島市	1	3	4	
相模原市					北九州市	13	3	19	
新潟市	1	4	3		福岡市	4	1	5	
静岡市	2	1	4		熊本市	2		2	
浜松市					合計	38	24	60	0
名古屋市	1		2						

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件数の外数である。

資料16 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用(実績)(平成26年度)

区分	利用件数		
		統計の作成等	名簿作成
内閣府	3	3	0
企業行動に関するアンケート調査	1	1	0
法人企業景気予測調査	1	1	0
特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査	1	1	0
総務省	58	55	3
科学技術研究調査(※)	1	1	0
家計調査(※)	6	6	0
経済センサス-基礎調査(※)	3	3	0
経済センサス-活動調査(※)	16	13	3
小売物価統計調査(※)	3	3	0
国勢調査(※)	10	10	0
個人企業経済調査(※)	2	2	0
就業構造基本調査(※)	5	5	0
住宅・土地統計調査(※)	6	6	0
労働力調査(※)	3	3	0
全国消費実態調査(※)	3	3	0
財務省	6	5	1
法人企業統計調査(※)	5	4	1
法人企業景気予測調査	1	1	0
文部科学省	113	98	15
学校基本調査(※)	94	79	15
学校教員統計調査(※)	6	6	0
社会教育調査(※)	3	3	0
子供の学習費調査	1	1	0
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	3	3	0
地方教育費調査	6	6	0
厚生労働省	188	184	4
医療施設調査(※)	9	8	1
患者調査(※)	12	12	0
国民生活基礎調査(※)	24	24	0
人口動態調査(※)	20	19	1
賃金構造基本統計調査(※)	9	9	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	3	3	0
院内感染対策サーベイランス	2	2	0
衛生行政報告例	1	1	0
介護給付費実態調査	32	32	0
介護サービス施設・事業所調査	21	20	1
国民健康・栄養調査	2	2	0
雇用動向調査	4	4	0
就労条件総合調査	2	2	0
社会医療診療行為別調査	8	8	0
社会福祉施設等調査	7	6	1
社会保障・人口問題基本調査	8	8	0
出生児縦断調査	1	1	0
中高年者縦断縦断調査	1	1	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	1	1	0
乳幼児身体発育調査	1	1	0
病院報告	4	4	0
福祉行政報告例	10	10	0
平成24年福島県患者調査	4	4	0
労働安全衛生調査(実態調査)	1	1	0
労働経済動向調査	1	1	0

区分	利用件数	統計の作成等	名簿作成
農林水産省	99	93	6
牛乳乳製品統計調査(※)	1	1	0
漁業センサス(※)	12	10	2
農業経営統計調査(※)	27	27	0
農林業センサス(※)	28	26	2
木材統計調査(※)	2	2	0
6次産業化総合調査	7	5	2
漁業経営調査	1	1	0
食品循環資源の再生利用等実態調査	2	2	0
新規就農者調査	2	2	0
農業構造動態調査	6	6	0
農業物価統計調査	1	1	0
集落営農実態調査	10	10	0
経済産業省	112	104	8
経済産業省生産動態統計調査(※)	31	29	2
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	4	3	1
経済センサス-活動調査(※)	9	8	1
工業統計調査(※)	11	9	2
商業統計調査(※)	3	3	0
企業活動基本調査(※)	20	19	1
海外現地法人四半期調査	1	1	0
海外事業活動基本調査	25	24	1
外資系企業動向調査	3	3	0
情報処理実態調査	1	1	0
情報通信業基本調査	1	1	0
中小企業実態基本調査	2	2	0
鉄鋼生産内訳月報	1	1	0
国土交通省	46	43	3
建設工事統計調査(建設工事受注動態統計調査、建設工事施工統計調査)(※)	2	0	2
建築着工統計調査(※)	4	3	1
法人土地・建物基本調査(※)	1	1	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	3	3	0
住生活総合調査	1	1	0
宿泊旅行統計調査	3	3	0
全国貨物純流動調査	5	5	0
全国都市交通特性調査	10	10	0
東京都市圏物資流動調査	1	1	0
東京都市圏パーソントリップ調査	2	2	0
中京都市圏パーソントリップ調査	2	2	0
パーソントリップ調査	4	4	0
平成21年度空家実態調査	1	1	0
訪日外国人消費動向調査	5	5	0
旅行・観光消費動向調査	1	1	0
旅客県間流動調査	1	1	0
環境省	3	3	0
水質汚濁物質排出量総合調査	1	1	0
大気汚染物質排出量総合調査	2	2	0
合 計	628	588	40

注1) 平成26年度に利用を開始したものの件数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料17 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(平成26年度)

区分	33条第1号	統計の作成等	名簿作成	33条第2号	公的機関(1号) 調査研究(2号) 特別な事由(3号)		
					(1号)	(2号)	(3号)
内閣府	1	1	0	3	0	3	0
企業行動に関するアンケート調査	1	1	0	0	0	0	0
青少年のインターネット利用環境実態調査	0	0	0	1	0	1	0
法人企業景気予測調査	0	0	0	1	0	1	0
民間企業投資・除却調査	0	0	0	1	0	1	0
総務省	399	271	128	51	0	51	0
科学技術研究調査(※)	5	5	0	2	0	2	0
家計調査(※)	11	11	0	3	0	3	0
経済センサス・基礎調査(※)	35	30	5	4	0	4	0
経済センサス・活動調査(※)	188	66	122	4	0	4	0
小売物価統計調査(※)	32	32	0	0	0	0	0
国勢調査(※)	22	22	0	3	0	3	0
社会生活基本調査(※)	3	3	0	6	0	6	0
就業構造基本調査(※)	11	11	0	9	0	9	0
住宅・土地統計調査(※)	38	37	1	3	0	3	0
全国消費実態調査(※)	5	5	0	10	0	10	0
労働力調査(※)	48	48	0	6	0	6	0
サービス産業動向調査	1	1	0	0	0	0	0
貯蓄動向調査	0	0	0	1	0	1	0
財務省	13	12	1	5	0	5	0
法人企業統計調査(※)	13	12	1	4	0	4	0
法人企業景気予測調査	0	0	0	1	0	1	0
文部科学省	218	218	0	3	0	3	0
学校基本調査(※)	209	209	0	1	0	1	0
学校教員統計調査(※)	3	3	0	1	0	1	0
社会教育調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
体力・運動能力調査	3	3	0	1	0	1	0
民間企業の研究活動に関する調査	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,286	1,281	5	152	10	138	4
医療施設調査(※)	53	53	0	9	0	9	0
患者調査(※)	7	7	0	4	0	4	0
国民生活基礎調査(※)	24	22	2	15	0	15	0
人口動態調査(※)	876	875	1	54	9	41	4
賃金構造基本統計調査(※)	67	67	0	5	0	5	0
毎月勤労統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
薬事工業生産動態統計調査(※)	38	38	0	0	0	0	0
21世紀出生児縦断調査	1	1	0	15	0	15	0
21世紀成人者縦断調査	1	1	0	3	0	3	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	1	1	0	5	0	5	0
医療扶助実態調査	0	0	0	1	0	1	0
院内感染対策サーベイランス	0	0	0	1	0	1	0
介護給付費実態調査	0	0	0	3	0	3	0
介護サービス施設・事業所調査	38	38	0	1	0	1	0
国民健康・栄養調査	28	28	0	13	0	13	0
雇用動向調査	2	2	0	1	0	1	0
雇用均等基本調査	1	1	0	0	0	0	0
児童養護施設入所児童等調査	1	1	0	0	0	0	0
社会医療診療行為別調査	0	0	0	3	0	3	0
社会福祉施設等調査	22	22	0	0	0	0	0
社会保障・人口問題基本調査	2	2	0	0	0	0	0
受療行動調査	0	0	0	2	0	2	0
地域児童福祉事業等調査	0	0	0	1	0	1	0
地域保健・健康増進事業報告	22	22	0	0	0	0	0
中高年者縦断調査	0	0	0	6	0	6	0
乳幼児身体発育調査	1	1	0	0	0	0	0
能力開発基本調査	0	0	0	1	1	0	0
病院報告	49	49	0	6	0	6	0
平成24年福島県患者調査	0	0	0	1	0	1	0
保健福祉動向調査	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査	51	49	2	0	0	0	0
労働者健康状況調査	0	0	0	1	0	1	0

区分	33条第1号	統計の作成等	名簿作成	33条第2号	公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
農林水産省	40	34	6	3	0	3	0
海面漁業生産統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査(※)	5	5	0	0	0	0	0
漁業センサス(※)	4	2	2	0	0	0	0
作物統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
農業経営統計調査(※)	6	6	0	2	0	2	0
農林業センサス(※)	9	5	4	1	0	1	0
木材統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
6次産業化総合調査	1	1	0	0	0	0	0
漁業経営調査	1	1	0	0	0	0	0
産業連関構造調査	1	1	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	1	1	0	0	0	0	0
森林組合一斉調査	1	1	0	0	0	0	0
水産物流通調査	2	2	0	0	0	0	0
特定作物統計調査	1	1	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計調査	3	3	0	0	0	0	0
農業構造動態調査	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	335	317	18	52	0	52	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	0	0	0	35	0	35	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	53	53	0	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
経済センサス・活動調査(※)	71	67	4	1	0	1	0
工業統計調査(※)	160	150	10	1	0	1	0
商業統計調査(※)	12	12	0	0	0	0	0
商業動態統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	4	2	2	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	0	0	0	15	0	15	0
外資系企業動向調査	3	2	1	0	0	0	0
工場立地動向調査	15	15	0	0	0	0	0
商品流通調査	1	1	0	0	0	0	0
情報処理実態調査	1	1	0	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	2	2	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	6	5	1	0	0	0	0
非鉄金属海外鉱等受入調査	1	1	0	0	0	0	0
非鉄金属等需給動態統計調査	1	1	0	0	0	0	0
国土交通省	140	140	0	12	1	8	3
建築着工統計調査(※)	11	11	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査(※)	4	4	0	0	0	0	0
観光地域経済調査	1	1	0	0	0	0	0
建築副産物実態調査	3	3	0	0	0	0	0
住生活総合調査	2	2	0	0	0	0	0
住宅市場動向調査	1	1	0	2	0	2	0
宿泊旅行統計調査	20	20	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	7	7	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	3	3	0	0	0	0	0
東京都市圏パーソントリップ調査	9	9	0	1	0	1	0
中京都市圏パーソントリップ調査	14	14	0	3	0	1	2
京阪神都市圏パーソントリップ調査	13	13	0	1	0	1	0
パーソントリップ調査	28	28	0	4	0	3	1
大都市交通センサス	12	12	0	1	1	0	0
土地保有移動調査	1	1	0	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	9	9	0	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	2	2	0	0	0	0	0
環境省	5	5	0	0	0	0	0
大気汚染物質排出量総合調査	3	3	0	0	0	0	0
水質汚濁物質排出量総合調査	2	2	0	0	0	0	0
合計	2,437	2,279	158	281	11	263	7
(参考) 内訳(提供先)							
国	165	150	15	11	0	11	0
地方公共団体	2,141	2,002	139	0	0	0	0
大学	58	58	0	204	6	194	4
独立行政法人等その他	73	69	4	66	5	58	3

注1) 平成26年度中に利用を開始したものの件数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

注4) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料 18 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例 (平成 26 年度)

平成 26 年度における調査票情報の二次利用の件数は、91 調査に係る 628 件となっている。

また、国の行政機関が、公的機関へ調査票情報を提供した件数（法第 33 条第 1 号に該当するもの）は、90 調査に係る 2,437 件（提供先別の内訳は、国：165 件、地方公共団体：2,141 件、大学：58 件、独立行政法人等その他：73 件）となっており、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供件数（法第 33 条第 2 号に該当するもの）は、54 調査に係る 281 件（提供先別の内訳は、国：11 件、大学：204 件、独立行政法人等その他：66 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は表のとおりであり、各種政策の立案等に係る基礎資料へ活用されている。具体的には、①白書や年次報告書等の作成のために用いる場合、②審議会等で利用する資料作成のために用いる場合、③国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合、④統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）などに分類できる。

- （備考）
- 1 提供先別の内訳について、機関に所属する者が法第 33 条第 2 号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めて整理している。
 - 2 利用目的（研究テーマ）は研究者にとっての秘密に該当する可能性があるため、法第 33 条第 2 号に該当するものは具体例として挙げていない。
 - 3 オーダーメード集計及び匿名データを利用した研究事例については、（独）統計センター HP を参照。
<http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>
 - 4 政令で定める地方公共団体（平成 27 年 3 月末現在で、47 都道府県及び 20 指定都市）が実施した統計調査に係る調査票情報については、当該地方公共団体の条例の規定に基づき二次利用等が行われている。なお、オーダーメード集計及び匿名データに関する規定を定めている地方公共団体も少数みられるが、これまでのところ利用実績は無い。

表 「調査票情報の二次利用及び提供」の具体例 (平成 26 年度)

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(内閣府)			
法人企業景気予測調査	—	その他	<p>我が国企業の製品販売価格の動向がどのような要因で決まっているのかを検証するとともに、価格の粘着性の程度や価格改訂方向と粘着性の関連を定量的に検証する。また、企業属性と販売価格予想の関係を定量的に分析することにより、どのような企業がより価格改訂しにくいと考えているかを分析する。</p> <p>上記の分析を行い、内閣府経済社会総合研究所ディスカッションペーパー、もしくはワーキングペーパー作成のための基礎資料とする。</p>
(総務省)			
科学技術研究調査	—	統計調査	平成 26 年科学技術研究調査によって得られた結果のうち、資本金 10 億円以上の企業について、一部項目を情報通信業基本調査における調査票の内容とみなして平成 26 年情報通信業基本調査の統計を作成する。
経済センサス - 活動調査	—	その他	地方消費税における清算基準の見直しのための基礎資料とする。
就業構造基本調査	—	審議会	統計委員会による未諮詢基幹統計の確認時の提出資料作成のため、家計調査と就業構造基本調査の対象世帯の属性分布を比較する。
家計調査	内閣府	白書	「平成 27 年度年次経済財政報告」及び「日本経済 2015-2016」において、消費税率引上げが家計行動に与えた影響をまとめた基礎資料とする。
家計調査、全国消費実態調査	厚生労働省	審議会	現行の母子世帯の生活扶助基準が、一般低所得母子世帯における生活扶助相当支出額と比較して妥当なものとなっているかを検証、分析するための基礎資料を得る。
家計調査	農林水産省	基本計画	「食料・農業・農村基本計画」を策定するための基礎資料として、主食用米の消費の実態を把握するとともに、中期的需要の変化予測を行う。
住宅・土地統計調査	地方公共団体	基本計画	住宅マスターplan の改定にあたり、現行計画で示された指標の達成状況を確認するため、住宅性能水準のうち特に住宅のバリアフリー化状況について把握する。
(財務省)			
法人企業統計調査	—	その他	法人企業統計調査の調査票情報をを利用して、直接投資を含む設備投資行動とその背景での財務状況の精査を行う。プラスの投資ばかりではなく設備の除却にも光を当て、大企業と中小企業、上場企業と非上場企業、海外進出企業と非進出企業の間での違いなどに注目してそれぞれ研究を行う。なお、本研究の成果として、財務総合政策研究所の『ファイナンシャル・レビュー』として取りまとめの上、公表を予定。
法人企業統計調査	経済産業省	白書	「2015 年度版中小企業白書」作成のため、企業の業種別、従業員規模別の財務項目を時系列に集計し、財務項目の業種別、従業員規模別格差等について考察する。
(文部科学省)			
学校教員統計調査	—	白書	「科学技術白書」を作成するための基礎資料として、大学の若手・女性・外国人教員（研究者）の実態を把握するため、調査データをクロス集計分析等を行い、資料（図表）を作成する。
学校基本調査	—	統計調査	産業連関表の基礎資料のため、国公立学校の収入・支出に係るデータの集計に利用する。
地方教育費調査	—	審議会	衆議院文部科学委員会における審議のための資料を作成する。
学校基本調査	地方公共団体	その他	地方交付税法の基準財政需要額の算定基礎を算出するための統計の作成

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(厚生労働省)			
人口動態調査	—	白書	「平成 27 年版自殺対策白書」を構成する基礎データを集計する。
賃金構造基本統計調査	—	審議会	最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正の審議に必要な統計を作成する。
患者調査	—	基本計画	地域医療構想策定ガイドラインの検討資料を作成する。
国民生活基礎調査、人口動態調査、雇用均等基本調査	地方 公共団体	白書	女性活躍推進白書（仮称）を作成するための基礎資料とする。
薬事工業生産動態統計調査	地方 公共団体	統計調査	鉱工業指数を算出するに当たり、化学工業データの基礎データ（医薬品）とし利用する。
賃金構造基本統計調査	地方 公共団体	その他	和歌山県人事委員会が、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、同県職員の給与制度を検討する基礎資料として、県内製造業の民間賃金の実態を把握するために使用する。
(農林水産省)			
漁業センサス、漁業経営調査	—	白書	平成 26 年度水産白書の作成（漁業主に視点をおいた自営漁業の実態検討、養殖規模による養殖業経営実態の比較分析）
農林業センサス	—	審議会	食料・農業・農村審議会企画部会での「食料・農業・農村基本計画」の検討において、農業労働力の将来予測の基礎データとして使用する。
農林業センサス	—	基本計画	次期「森林・林業基本計画」の策定に当たり、川上の素材生産者の体制強化など国産材の安定供給体制の構築は、森林・林業施策における重点課題のひとつであり、その検討に必要な全国の素材生産の現況を把握する。
牛乳乳製品統計調査	地方 公共団体	統計調査	県鉱工業生産・出荷指標の作成に利用する。
農業経営統計調査	地方 公共団体	その他	県農林総合研究センターにおいて、産地の潜在的生産力の推定の課題において、生産性を分析する。
(経済産業省)			
経済センサス - 活動調査	—	白書	2015 年版ものづくり白書において、地域創生の観点から、地域の経済や雇用を支える製造業の中堅企業に求められる役割について検討するため、平成 24 年経済センサス活動調査の調査票情報をを利用して、地域に所在する中堅企業を抽出し、所在地や雇用者数等の幅広い観点から分析を行うことにより、中堅企業が地域経済にとってどのように重要な役割を果たしているかについて分析を行う。
経済産業省生産動態統計調査、経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査	—	審議会	平成 27~31 年度石油製品需給見通しを作成する。（総合資源エネルギー調査会）
商業統計調査	地方 公共団体	基本計画	中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、商業集積等についての現状を分析するために活用し、市全体及び中心市街地エリアの数値を集計・分析することで現状を把握するとともに、地域の抱える課題を導き出すことを目的とする。
工業統計調査	地方 公共団体	統計調査	県民経済計算及び県市町村民所得推計作成のための推計基礎資料として利用する。
情報処理実態調査	独立行政法人	その他	研究所におけるプロジェクト（サービス産業に対する経済分析）の一環として活用する。
(国土交通省)			
建築着工統計調査	—	白書	平成 26 年版土地白書に掲載するための基礎資料として、倉庫等の建物の着工動向の実態を把握する。

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
パーソントリップ 調査	地方 公共団体	審議会	近畿圏の人の移動について個人属性、起終点、活動・移動目的、利 用交通手段、トリップ時間などを多面的に捉えることで交通実態を総 合的に把握し、「近畿地方交通審議会次期答申に向けた検討調査」など 交通戦略の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。
宿泊旅行統計調査	地方 公共団体	基本計画	今後の観光振興策を企画立案するための統計を作成する。
建築物リフォーム・リニューアル調 査	－	統計調査	当該調査の見直し（資本と支出の区分）を行うに当たり、試験調査 の結果と併せて、調査事項の検証、リフォーム投資額の推定精度の試 算及び定額基準の設定などに関する分析を行う。
(環境省)			
大気汚染物質排出 量総合調査	－	その他	平成26年度温室効果ガス排出削減に係る信頼性・公平性調査におい て、温室効果ガスの削減に当たり、業種間の公平性について調査する ために調査票情報を利用する。

(注) 1 提供先が統計調査の所管府省と同一の場合（調査票情報の二次利用の場合）は、「－」としている。

- 2 · 白書：白書や年次報告書等の作成のために用いる場合
- 審議会：審議会等で利用する資料作成のために用いる場合
- 基本計画：国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合
- 統計調査：統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等
の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）
- その他：上記以外

(複数に該当する場合もあるが、本表では主なもののみを記載)

資料19 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査

(1) オーダーメード集計の利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			統計調査数	年次単位の提供数										
内閣府	法人企業景気予測調査(財務省と共に)	平成16年4~6月期~26年7~9月期	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9	1	11
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度~平成25年度	0	0	1	3	1	5	1	6	1	7	1	8
	消費動向調査	平成16年度~平成25年度	0	0	1	3	1	4	1	5	1	6	1	10
総務省	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	6	1	7
	労働力調査	昭和55年1月~平成25年12月(月次調査)	0	0	1	20	1	22	1	23	1	33	1	34
	家計消費状況調査	平成14年1月~平成25年12月(月次調査)	0	0	1	2	1	9	1	10	1	11	1	12
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年	0	0	1	2	1	4	1	4	1	5	1	7
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年	0	0	1	2	1	4	1	4	1	6	1	8
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年	0	0	1	1	1	4	1	4	1	7	1	7
	家計調査	昭和56年1月~平成25年12月(月次調査)	0	0	1	4	1	4	1	23	1	24	1	33
	全国消費実態調査	平成16年、21年	0	0	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
財務省	法人企業景気予測調査(内閣府と共に)	平成16年4~6月期~26年7~9月期	1	5	2	33	2	35	2	37	2	39	2	41
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度~平成25年度	0	0	1	27	1	28	1	29	1	30	1	31
	学校基本調査	平成20年度~25年度	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6
文部科学省	賃金構造基本統計調査	平成18年~25年	1	1	1	2	1	3	1	6	1	7	1	8
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年~23年	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年~25年	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2
	患者調査	平成20年、23年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2
厚生労働省	農林業センサス	平成17年、22年	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2
	漁業センサス	平成15年、20年	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	海面漁業生産統計調査	平成19~25年	0	0	1	2	1	2	1	2	1	5	1	7
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23~25年	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	3
	農業経営統計調査	平成20~24年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	5
経済産業省	農林水産省企業活動基本調査	平成20年度調査~25年度調査(19年度実績~24年度実績)	0	0	0	0	1	3	1	4	1	5	1	6
	建築着工統計調査	平成21年4月~平成26年3月(月次調査)	0	0	1	1	1	2	1	4	1	5	1	6
(国の行政機関)小計			6	14	20	87	23	119	24	155	25	193	25	228
日本銀行			1	5	1	6	1	7	1	8	1	10	1	11
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査から平成26年12月調査までの各調査回	1	5	1	6	1	7	1	8	1	10	1	11
合計			7	19	21	93	24	126	25	163	26	203	26	239

注)共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			統計調査数	年次単位の提供数										
総務省	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	3	1	3	1	4	1	4	1	4	1	4
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	労働力調査	平成元年1月~平成22年12月(月次調査)	0	0	0	0	1	19	1	20	1	21	1	22
	国勢調査	平成12年、17年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2
	国民生活基礎調査	平成13年、16年、19年	0	0	0	0	1	1	1	2	1	3	1	3
合計			4	13	4	13	6	34	6	36	7	40	7	41

資料20 オーダーメード集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメード集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数						
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	累計
内閣府	(小計)	0	1	0	1	1	0	3
	法人企業景気予測調査(財務省と共に管)	0	1	0	0	0	0	1
	企業行動に関するアンケート調査			0	0	0	0	0
	消費動向調査			0	0	1	1	2
総務省	(小計)	4	9	9	16	9	22	69
	国勢調査	4	8	2	8	5	9	36
	労働力調査		1	0	3	0	0	4
	家計消費状況調査		0	0	0	0	0	0
	住宅・土地統計調査		0	4	3	2	3	12
	就業構造基本調査		0	0	1	2	6	9
	社会生活基本調査		0	1	0	0	3	4
	家計調査		0	1	1	0	1	3
財務省	全国消費実態調査		0	1	1	0	0	2
	(小計)	0	1	0	0	0	0	1
	法人企業景気予測調査(内閣府と共に管)	0	1	0	0	0	0	1
文部科学省	年次別法人企業統計調査		0	0	0	0	0	0
	(小計)	0	1	0	0	0	0	1
厚生労働省	学校基本調査	0	1	0	0	0	0	1
	(小計)	0	0	1	3	3	4	11
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	1	2	2	5
	人口動態調査		0	1	1	0	1	3
	毎月勤労統計調査(特別調査)		0	0	0	0	0	0
農林水産省	医療施設(静態)調査		0	0	0	0	0	0
	患者調査		0	1	1	1	1	3
	(小計)	0	0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	漁業センサス	0	0	0	0	0	0	0
	海面漁業生産統計調査		0	0	0	0	0	0
	木材統計調査(製材月別統計調査)				0	0	0	0
	農業経営統計調査					0	0	0
国土交通省	(小計)		0	0	0	0	0	0
	経済産業省企業活動基本調査			0	0	0	0	0
(国の行政機関)小計	(小計)		1	0	0	0	2	3
	建築着工統計調査		1	0	0	0	2	3
日本銀行	(国の行政機関)小計	4	12	10	19	13	28	86
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	0	0	1	1
合計		4	12	10	19	13	29	87

注1) 利用目的は、平成25年度の住宅・土地統計調査に係る1件の利用が高等教育目的であり、その他の利用は全て学術研究目的である。

注2) 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

注3) 平成24年度については、1件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の提供を行ったもの(国勢調査(総務省)、労働力調査(総務省)及び賃金構造基本統計調査(厚生労働省))がある。このため、1)総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致せず、2)各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	累計
合計	4	12	10	21	13	29	89

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数						
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	累計
総務省	(小計)	20	38	31	27	33	33	182
	学術研究目的	18	36	28	24	30	32	168
	高等教育目的	2	2	3	3	3	1	14
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	23	42	36	30	39	41	211
	学術研究目的	19	40	31	26	33	40	189
	高等教育目的	4	2	5	4	6	1	22
	全国消費実態調査	6	17	12	13	8	14	70
	学術研究目的	5	17	10	11	7	14	64
	高等教育目的	1	0	2	2	1	0	6
	社会生活基本調査	10	9	16	11	10	13	69
	学術研究目的	9	9	15	11	9	13	66
	高等教育目的	1	0	1	0	1	0	3
	就業構造基本調査	7	10	7	5	15	6	50
	学術研究目的	5	8	6	3	12	5	39
	高等教育目的	2	2	1	2	3	1	11
	住宅・土地統計調査	0	6	1	1	3	2	13
	学術研究目的	0	6	0	1	3	2	12
	高等教育目的	0	0	1	0	0	0	1
厚生労働省	労働力調査			0	0	2	2	4
	学術研究目的			0	0	1	2	3
	高等教育目的			0	0	1	0	1
	国勢調査					1	4	5
	学術研究目的					1	4	5
	高等教育目的					0	0	0
	(小計)			2	5	8	4	19
	学術研究目的			2	5	7	4	18
	高等教育目的			0	0	1	0	1
	国民生活基礎調査			2	5	8	4	19
合 計	学術研究目的			2	5	7	4	18
	高等教育目的			0	0	1	0	1
	合 計	20	38	33	32	41	37	201
	学術研究目的	18	36	30	29	37	36	186
	高等教育目的	2	2	3	3	4	1	15

注) 1件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	累計
合 計	23	42	38	35	47	45	230
学術研究目的	19	40	33	31	40	44	207
高等教育目的	4	2	5	4	7	1	23

資料21 統計委員会委員名簿

(平成26年4月1日～26年12月31日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員長代理	中島 隆信	慶應義塾大学商学部教授
委員	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	中山 弘子	前新宿区長
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	廣松 育	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科特任教授
	前田 栄治	日本銀行調査統計局長

注) 役職は平成26年12月31日時点

(平成27年1月1日～27年1月28日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	中山 弘子	前新宿区長
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	廣松 育	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科特任教授
	前田 栄治	日本銀行調査統計局長

注) 役職は平成27年1月28日時点

(平成27年1月29日～27年3月31日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員長代理	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
委員	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	中山 弘子	前新宿区長
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	廣松 豊	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科特任教授
	前田 栄治	日本銀行調査統計局長

注) 役職は平成27年3月末日時点

資料22 統計委員会臨時委員名簿

部会名	委員名
平成27年3月31日現在臨時委員は任命されていない	

資料23 統計委員会専門委員名簿

(平成26年4月1日～27年3月31日)

部会名	委員名	
国民経済計算部会	後藤 康雄 櫨 浩一	株式会社三菱総合研究所主席研究員チーフエコノミスト 株式会社ニッセイ基礎研究所専務理事
人口・社会統計部会	青山 貴子 池本 美香 井上 正 加藤 久和 ^{注1} 鈴木 真理 宮里 晓美 矢口 悅子 山田 育穂	山梨学院大学現代ビジネス学部准教授 株式会社日本総合研究所調査部主任研究員 宝塚医療大学事務局長 明治大学政治経済学部教授 青山学院大学教育人間科学部教授 十文字学園女子大学人間生活学部教授 東洋大学文学部教授 中央大学理工学部教授
産業統計部会	青木 真美 大藪 卓也 鈴木 隆	同志社大学商学部教授 公認会計士 一般社団法人日本鉄道車輌工業会企画部長
サービス統計・企業統計部会	田付 茉莉子 永井 知美 野辺地 勉 二村 真理子 森 まり子 山本 渉	一般財団法人日本経営史研究所会長 株式会社東レ経営研究所産業経済調査部シニアアナリスト 太陽有限責任監査法人パートナー 東京女子大学現代教養学部准教授 東京商工会議所中小企業部担当部長 電気通信大学大学院情報理工学研究科講師
統計基準部会	専門委員なし	
匿名データ部会	伊藤 伸介 加藤 久和 ^{注1} 川口 大司 村田 磨理子	中央大学経済学部准教授 明治大学政治経済学部教授 一橋大学大学院経済学研究科教授 公益財団法人統計情報開発センター主任研究員

注1) 複数の部会に所属しているため、重複している。

注2) 平成26年度中（平成26年4月1日～27年3月31日）に開催された部会に属する委員を記載

注3) 役職は指名時点

注4) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。

資料24 統計委員会開催状況（第75回～第85回）

回数	開催年月日	審議事項
第75回	平成26年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第66号「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」 ・諮問第67号「港湾調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第76回	平成26年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・統計法の施行状況について ・諮問第65号の答申「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」 ・諮問第68号「国勢調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第77回	平成26年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第66号の答申「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」 ・諮問第67号の答申「港湾調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第78回	平成26年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第69号「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について ・統計委員会部会設置内規の改正について
第79回	平成26年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第70号「国民経済計算の作成基準の変更について」 ・諮問第71号「薬事工業生産動態統計の指定の変更について」 ・諮問第72号「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第80回	平成26年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第I期基本計画関連分）について ・諮問第68号の答申「国勢調査の変更について」 ・諮問第69号の答申「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」 ・諮問第73号「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」 ・諮問第74号「内航船舶輸送統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第81回	平成26年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第72号の答申「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について」 ・諮問第75号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」 ・部会の審議状況について

回数	開催年月日	審議事項
第82回	平成26年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第74号の答申「内航船舶輸送統計調査の変更について」 ・諮問第75号の答申「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」 ・諮問第76号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について ・部会に属すべき専門委員の指名について ・部会の審議状況について
第83回	平成27年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第73号の答申「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」 ・諮問第76号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
第84回	平成27年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第77号「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第85回	平成27年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）について ・諮問第70号の答申「国民経済計算の作成基準の変更について」 ・諮問第77号の答申「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」 ・諮問第78号「経済センサス - 活動調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について

資料 25 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日
統計委員会決定

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きくないものの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年10月5日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料 26 国連アジア太平洋統計研修所 1970 年からの研修事業参加者数

2015年3月末現在

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
合計(130)	14789	3678	10138	973
ESCAP 域内国(58)	14450	3398	10111	941
アフガニスタン	159	56	98	5
アルメニア	55	15	38	2
米領サモア	9	0	9	0
オーストラリア	26	3	23	0
アゼルバイジャン	33	19	14	0
バングラデシュ	532	177	309	46
ブータン	242	65	173	4
ブルネイ	202	15	187	0
カンボジア	406	96	293	17
中華人民共和国	755	151	587	17
クック諸島	92	28	64	0
北朝鮮	88	0	88	0
ミクロネシア連邦	80	29	48	3
フィジー	278	73	197	8
ジョージア	28	15	13	0
グアム	35	0	35	0
香港	234	89	139	6
インド	472	174	212	86
インドネシア	622	188	395	39
イラン	500	114	316	70
日本	100	60	40	0
カザフスタン	52	26	21	5
キザバズ	149	23	125	1
キルギス	28	15	13	0
ラオス	453	89	308	56
マカオ	146	6	121	19
マレーシア	602	160	415	27
モルディブ	477	68	404	5
マーシャル諸島	96	13	82	1
モンゴル	600	110	397	93
ミャンマー	604	103	408	93
ナウル	11	6	5	0
ネパール	683	122	549	12
ニューカレドニア	28	1	27	0
ニュージーランド	12	0	12	0
ニウエ	46	7	39	0
北マリアナ諸島	2	0	2	0
パキスタン	573	141	416	16
パラオ	9	4	4	1
パプアニューギニア	288	65	222	1
フィリピン	952	195	693	64
大韓民国	388	105	283	0
ロシア	16	2	14	0
サモア	162	60	94	8
シンガポール	110	48	45	17
ソロモン諸島	120	22	87	11
スリランカ	782	169	577	36
タジキスタン	81	31	50	0
タイ	855	184	595	76
東ティモール	146	17	127	2
トンガ	117	42	73	2
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0
トルコ	33	13	10	10
トルクメニスタン	9	6	3	0
ツバル	50	10	40	0
ウズベキスタン	56	28	8	20
バヌアツ	104	25	78	1
ベトナム	622	108	453	61
ESCAP 域外国(72)	339	280	27	32
アルバニア	2	2	0	0
アルジェリア	1	1	0	0

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
アルゼンチン	1	1	0	0
バルバドス	1	1	0	0
ベリーズ	2	2	0	0
ベナン	1	1	0	0
ボリビア	4	4	0	0
ブルンズル	7	6	1	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0
ボツワナ	2	2	0	0
ブルガリア	2	2	0	0
カメルーン	4	4	0	0
コロムビア	1	1	0	0
コモロ	1	1	0	0
コートジボワール	1	1	0	0
キューバ	3	3	0	0
チェコ共和国	1	1	0	0
ドミニカ国	2	2	0	0
ドミニカ共和国	1	1	0	0
エジプト	10	10	0	0
エチオピア	13	13	0	0
赤道ギニア	1	1	0	0
フランス	8	0	8	0
ドイツ	1	0	1	0
ガーナ	21	12	0	9
グアテマラ	5	5	0	0
ホンジュラス	4	4	0	0
イラン	20	20	0	0
ジャマイカ	4	4	0	0
ケニア	6	6	0	0
コソボ	4	4	0	0
ラトビア	1	1	0	0
レバノン	1	1	0	0
レソト	8	8	0	0
ルクセンブルグ	2	0	2	0
マダガスカル	1	1	0	0
マラウイ	5	5	0	0
モーリタニア	1	1	0	0
モーリシャス	1	1	0	0
モルドバ	3	3	0	0
モザンビーク	10	4	0	6
ニジェール	2	2	0	0
ノルウェー	1	0	1	0
ナイジェリア	18	18	0	0
オマーン	10	10	0	0
パレスチナ	14	14	0	0
パナマ	2	2	0	0
ハフズィイ	2	2	0	0
ペルー	6	6	0	0
ルーマニア	3	3	0	0
ルワンダ	9	9	0	0
セントルシア	2	1	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	4	4	0	0
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	1	1	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
スロバキア	1	1	0	0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
スワジランド	8	8	0	0
イスラス	2	0	2	0
シリア	18	8	0	10
タンザニア	30	25	0	5
ウガンダ	1	1	0	0
ウクライナ	2	2	0	0
ウルグアイ	1	1	0	0
米国	12	0	10	2
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	8	8	0	0
ジンバブエ	2	2	0	0
南スーダン	2	2	0	0
イタリア	1	1	0	0

資料 27 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

これらの機能に、平成 26 年 10 月に、利用者のシステムが統計データを自動的にダウンロードできるようにする API 機能の追加を、27 年 1 月に、統計 GIS にユーザ保有のデータを取り込む機能等を有する、「地図による小地域分析（jSTAT MAP）」の機能追加を行いました。

The screenshot shows the homepage of the e-Stat portal. At the top, there is a navigation bar with links for "お問い合わせ" (Contact), "ヘルプ" (Help), "English", and "文字拡大・読み上げ" (Text Magnification). Below the navigation bar, the main header reads "数字で見る日本" (View Japan with Numbers) and "e-statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです。" (e-stat is a portal site where you can view Japan's statistics). The page features several search and browse sections:

- 統計データを探す**: A search form for statistical data.
- 地図や図表で見る**: Options for viewing data on maps or charts, including "主要な統計から探す" (Search from major statistics) and "政府統計全体から探す" (Search from all government statistics).
- 調査項目を調べる**: A section for investigating survey items, with a link to "API機能" (API Function).
- API機能**: A box describing the API function for statistical data.
- GIS機能**: A box describing the GIS function for small area analysis (jSTAT MAP).
- 政府統計の総合窓口（e-Stat）の活用術**: A box describing how to use the comprehensive window for government statistics (e-Stat).
- アンケート実施中**: A box indicating that surveys are currently being conducted.

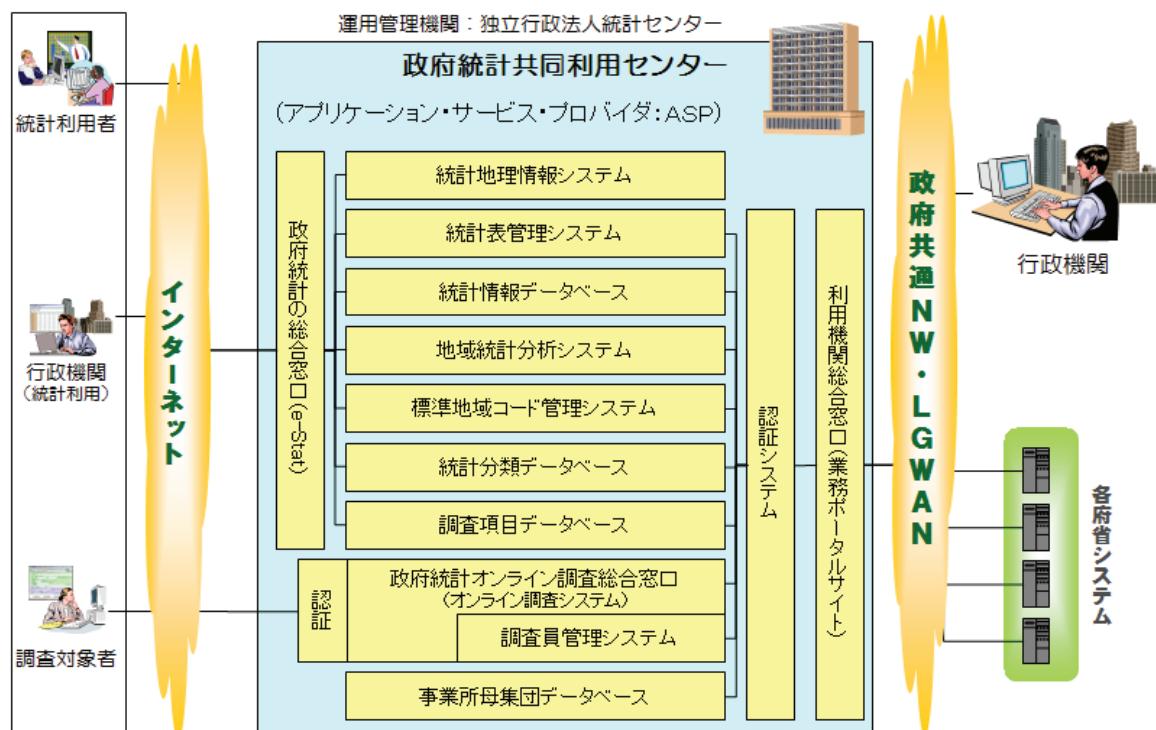
At the bottom, three callout boxes highlight specific features:

- 統計表のダウンロードや、人口ピラミッドをはじめとした様々なグラフを作成できます。** (You can download statistical tables, create population pyramids, and various graphs). It includes a screenshot of a chart showing a blue and red distribution.
- 地域で見る統計（統計GIS）を使うと、地域のすがたがよくわかります。** (Using statistical GIS to view statistics by region, you will better understand the shape of the region). It includes a screenshot of a map with colored regions.
- 統計調査の調査表や調査項目などを詳しく調べることができます。** (You can thoroughly investigate investigation forms and survey items). It includes a screenshot of a detailed survey form.

資料 28 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年 4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。



資料 29 指定委託法人の検討（統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の見直しの検討）
について
(各府省等に対する意見照会結果と対応)

平成 26 年 12 月 18 日
総務省政策統括官（統計基準担当）

1 意見照会結果

指定委託法人の検討に関し、各府省等に対して実施した意見照会（回答期限：平成 26 年 5 月 9 日）の結果概要は以下のとおり。

（1）指定委託法人の追加候補について

所管の独立行政法人等に関し、（独）統計センターのほかに統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当すると考えられる法人（潜在的な可能性を有するものを含む）がないかを照会

→ 該当する法人はなかった。

（2）指定委託法人の規定の見直しについて

事務の全部委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定していることについて、委託先の条件を緩和することの必要性等を照会

→ 現行の規定で支障がないとする意見のほか、特段の意見はなかった。

（3）全部委託する業務の内容について

拡大又は縮小すべき業務はないかという観点等から照会

→ 以下の意見が見られた。

- ・ リモートアクセスを活用したオンライン利用の実用化やオーダーメード集計の利用条件の緩和など、統計法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供等も含めた新たな提供形態を想定し、今後、適宜適切な検討を行うことが必要。
- ・ 事前相談の対応に相当の負担が生じていることも踏まえ、システム化・自動化方策も含めた、制度や合理的なサービスの整備を検討することが必要。

（4）（独）統計センターについて

事務の全部委託先の（独）統計センターについて、これまでの実績に対する評価等を照会

→ 独立行政法人通則法第 34 条に基づく「統計センターの第 2 期中期目標期間の業務実績に関する評価書」（平成 25 年 9 月 総務省独立行政法人評価委員会）では、オーダ

一メード集計に関して A 評価（目標を十分に達成）、匿名データの提供に関して A A 評価（目標を大幅に上回って達成）となっている。

また、委託元の府省から、平成 25 年度における受託業務の満足度に関して「満足」又は「おおむね満足」との回答を受けている。

今後とも中核的な役割を果たすことが期待される。

2 結果を踏まえた対応

(1) 事務の全部委託先として、引き続き（独）統計センターを指定することは適當か。

意見照会の結果、事務の全部委託先の（独）統計センターについての評価は高く、今後も中核的な役割を果たすことが期待されるため、引き続き指定することが適當である。

(2) （独）統計センターのほかに、統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当する法人はないか。また、これまでの 5 年間の社会経済情勢の変化等を勘案した上で、引き続き委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定することが適當か。

意見照会の結果、指定委託法人の追加候補はなかった。

また、この 5 年間において、公的統計調査の業務の民間委託は更に拡大しており、民間事業者においてオーダーメード集計や匿名データの提供の事務を受託するための体制は、以前に比べると整ってきていると考えられるが、委託される事務の中には「学術研究の発展に資すると認める場合」等に該当するか否かの判断など、本来調査実施者が行うべき事務も含まれることから、全部委託する業務の内容に変更がない限り、委託先是行政機関に準じる者とすることが望ましい。

(3) 全部委託する業務の内容は適切か。

意見照会の結果、今後検討すべき課題はあるものの、現時点においては適切であると考える。

→ 以上を踏まえると、指定委託法人に関する規定（統計法第 37 条）について、現時点で特段の措置を講じる必要はないものと考える。

ただし、オーダーメード集計の利用条件の緩和など、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において掲げられた「調査票情報等の提供及び活用」に関する課題の検討を進める中で、今後、本規定について見直しが必要となる場合がある。

(第 17 回統計データの二次的利用促進に関する研究会 配布資料 7)

統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の 見直しの検討に当たっての論点（案）

平成 26 年 3 月 26 日
総務省政策統括官室（統計基準担当）

1 経緯

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）において、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適當としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。」とされたことを受け、統計法附則第 17 条の見直し条項（本則第 37 条の見直し）が盛り込まれたもの。

2 論点

- (1) 事務の全部委託先として、引き続き（独）統計センターを指定することは適當か。
 - これまでの 5 年間の実績や評価はどのようにになっているか 等
- (2) （独）統計センターのほかに、統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当する法人はないか。また、これまでの 5 年間の社会経済情勢の変化等を勘案した上で、引き続き委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定することが適當か。
 - 業務の委託先に求められる要件はどのようなものか。
(例：情報管理体制は万全か、製表業務や秘匿処理の方法に精通しているか、国民の信頼を確保できる法人か 等)
- (3) 全部委託する業務の内容は適切か。
 - 拡大又は縮小すべき業務はないか。

※ 上記の論点に沿って検討を行い、平成 26 年度中に結論を得る。

統計法令関係条文
(統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討 関係)

統計法 附則

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第三十七条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

統計法

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をを利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

統計法施行令

(事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等)

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。